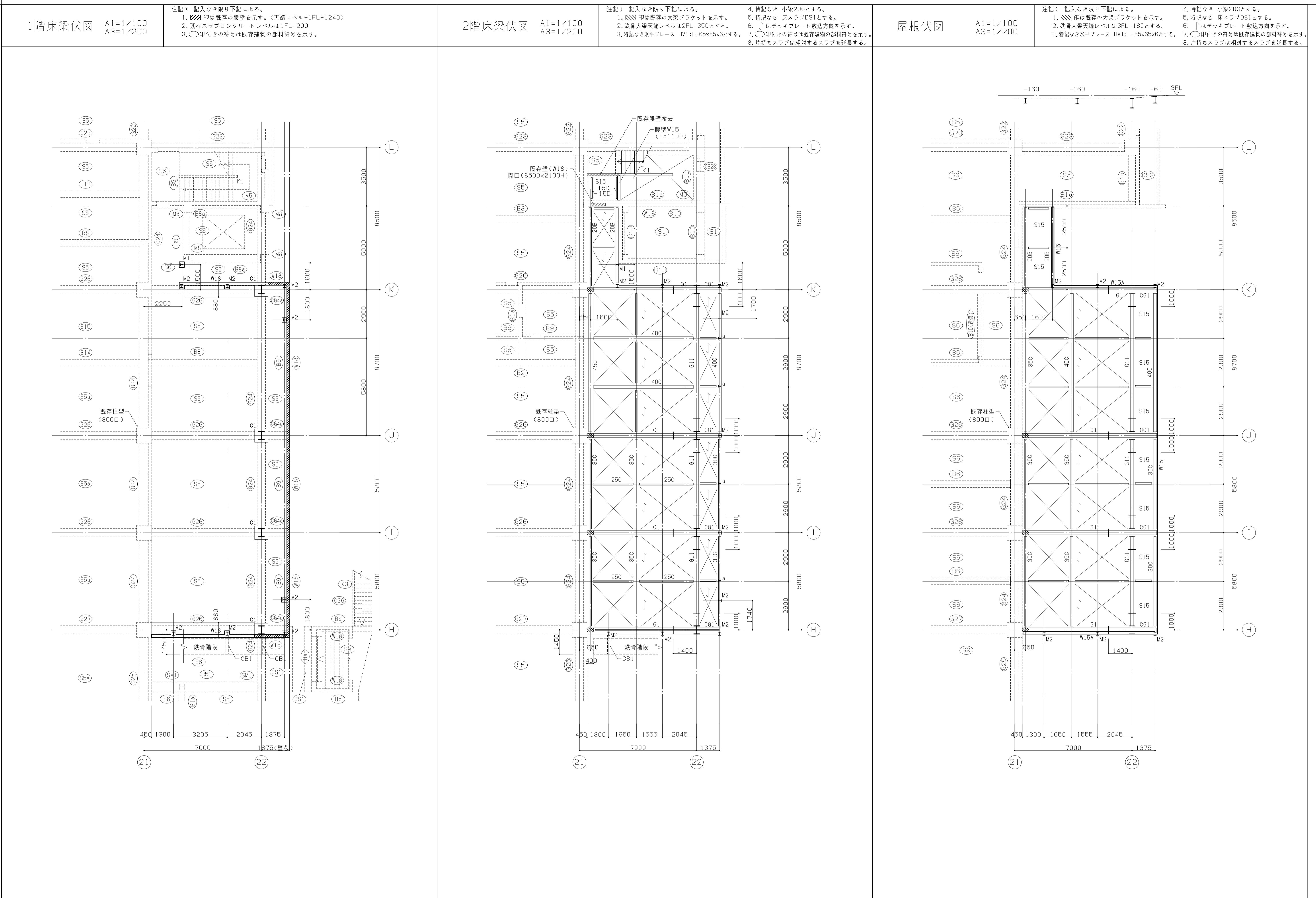


特記仕様書の適用	追補	5.3.3 置換	a.鉄筋の組立は、鉄筋端部分及び交差部の要所を径0.8mm以上の鉄線で結束し、適切な位置にバーサポート、スペーザー、吊金物等を使用して行う。 なお、バーサポート、スペーザーは、転倒及び作業荷重等に耐えられるものとする。材質は設計図により、コンクリートに有害な影響を与えないものとする。また、鋼製のバーサポート、スペーザーは、かかり厚さ範囲内に防錆処理を行ったものとする。	6.10.2 材料及び調合	コンクリートの材料試験	6節 コンクリートの工事現場内運搬、打込み及び締固め
		b.名章の章・節・項の番号は、国土交通省大臣官房官庁舎監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版」以下、標仕というの当該番号に対応する。			6.6.1 [付加] a.コンクリートポンプによる圧送を行う技術資格者は、コンクリート圧送施工技能士1級の技能を有する者とする。 b.コンクリートの打込みに際し、その品質管理のため監理技術者は又は主任技術者は、必ず立会い、作業状況を確認し、監理者に報告を行。	
		c.ここでは、特記仕様書(以下、標仕というのうち、構造関連の3章から7章及び26章について記す。その他の方については別紙の「特記仕様書・建築工事編」による)。			6.6.2 [(a)置換] a.フレッシュコンクリートの練混ぜ開始から打込み完了までの時間は、その間の外気温が25℃以下の場合は90分以内、25℃を超える場合は60分以内とする。	
		d.章・節・項のタイトル部分に示される注記の意味は、次による。なお、[ ]はその章・節又は項の全体に対する注記を示し、[ ]は、それを付された項目(号)のみに対する注記を示す。次に例示する。なお、W又はWの文字を付された注記も、その意味はW又はWで付されていない注記と変わらない。			6.6.3 [付加] a.コンクリート打込み量は(*30 · ·)m³/時間/台 以内とする 打込み ただし、基礎スラブ、基礎梁、( · ·)は(*40 · ·)m³/時間/台 以内とする。 b.ひさし等の片持ちスラブや片持ち梁部分のコンクリートは、本体と同時打込みとする。 c.打込み区画、順序の指定 *なし · 設計図による	
		1) [置換] 標仕の当該章・節・項の規定全体を、特仕の当該規定と置換する。 2) [置換] 共仕・標仕の規定を、特仕の当該規定と置換する。 3) [付加] 共仕・標仕に特仕の当該規定を新規追加する「新設の章・節・項」。 4) [付加] 共仕・標仕に特仕の当該規定を単位号で追加する。 ただし、標仕の当該号が明らかな場合は[(a)付加]のように表示することもある。			6.6.4 [付加] a.打継ぎ目地の寸法 *設計図による · 標仕[9.7.3(1)(ア)]による [付加] b.土に接する地下外壁、基礎スラブのコンクリート打継ぎ部は、非加硫ゴム製止水板幅200mm等の止水材を打ち込む。	
		5) [追補] 標仕がない場合は、標仕の当該章・節・項。 e.特仕において、標仕等の番号を用いる場合は、「標仕[○, ○, ○]」等と表記する。			6.6.5 [(d)付加] a.床コンクリート直し・仕上げの場合は、軸体コンクリートスラブの天端と床仕上げとの間に打増しにより仕上げる。	
		f.標仕及び特仕において、公共建築協会編「民簡(旧四機)連合協定工事請負契約約款に適合した工事共通仕様書令和2年版」(以下、共仕という)又は標仕の番号等を用いている場合で、引用された共仕又は標仕の規定に対して特仕で追加・読み替え等を行っている場合は、それらも併せて適用する。			6.7.2 a.普通エコセメントを使用した場合の湿潤養生期間 *7日以上 · 日以上	
		g.特記事項に示す表・(a)図・( )の番号は、標仕の当該表又は図の番号を表す。				
5章 鉄筋工事						
1節 共通事項						
5.1.1 [付加] a.鉄筋径がD38を超えるもの、鉄筋の種類が標仕[表5.2.1]に示されたもの以外は、次の記載によるほかJASS 5(2018年版)による。						
一般事項						
2節 材料						
5.2.1 [付加] a.異形鉄筋DはD38以下、丸鋼SR235及びSR295は13mm以下に適用する。						
鉄筋		b.鉄筋の種類				
		規格名称	種類の記号	使用箇所	呼び径(mm)	備考
		○SD295A	増築壁・スラブ等	D10~D16	電炉品	
		・SD345				
		・SD390				
		異形鉄筋 (鉄筋コンクリート用棒鋼)				
		溶接閉鎖型せん断補強筋(大臣認定品) 又は性能評価取得品)	SD295A			
		・SD295B				
		高強度せん断補強筋(大臣認定品)	・			
		エボキシ樹脂塗装鉄筋	・			
	[付加]	c.閉鎖型補強筋及び高強度せん断補強筋は、材料の品質、加工方法とともに建築基準法に基づく性能評価の条件を満足するものとする。				
	[付加]	d.エボキシ樹脂塗装鉄筋の塗膜厚は、測定値の90%が180±50μmの範囲とする。				
5.2.2 溶接金網	a.溶接金網、鉄筋格子の形状・寸法・径					
	種類	記号	使用箇所	径 (mm)		
	・溶接金網	WFP				
	・鉄筋格子	SD295A				
	注)溶接金網、鉄筋格子の形状及び寸法は、設計図及び標準配筋要領図による。					
5.2.3 [付加] a.材料試験	*行わない(行わない場合も、ミルシートを監理者に提出する) · 行う*(材料試験の試験項目、試験方法及び判定基準は、次による。)					
材料試験	材料試験	種類	試験項目			
		鉄筋	・機械的性質(降伏点又は耐力、引張強度、伸び、曲げ、曲戻し) ・形状、寸法及び質量 ・化学成分 ・接合性:径( )			
		溶接金網、鉄筋格子	・機械的性質(引張強度、絞り、曲げ、溶接点せん断強度) ・形状、寸法			
	*1年以内の合格試験結果がある場合は免除できる。					
材料試験の試験方法及び判定基準	項目	判定基準	試験	時期・回数		
材	筋	形状、寸法、質量	JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)、3191熱間圧延棒鋼とバーバンコイルの形状、寸法及び重量並びにその許容差	各径・各種類について50t(接合部)		
			各鉄筋の規格に適合していること	各径・各種類について50t(接合部)		
		化学成分	JIS Z 3112及び日建設計「異形鉄筋試験方法」は100t又はその端数ごとに1回(試験片5個についての平均)			
		降伏点又は耐力、引張強度、伸び	JIS Z 2242(金属材料引張試験方法)			
		曲げ	JIS Z 2248(金属材料曲げ試験方法)			
		圧接性	日建設計「異形鉄筋試験試験要領」による			
		曲戻し	JIS G 3112-3551(溶接金網)			
		溶接金網	各溶接金網の規格に適合していること	JIS G 3551		
		鉄筋格子	引張強度、絞り、曲げ、鉄筋格子は溶接金網に準ずる			
			*圧接を行なう鉄筋はJIS G 3112による成分検査を行う。			
	[付加]	b. JIS規格品については、監理者の承認がある場合はミルシート又は信頼できる資料の提出により、材料試験に代えることができる。				
	[付加]	c.試験機関は、原則として公的試験機関とする。				
3節 加工及び組立	[付加] d.工事に先立ち、施工計画書を作成し、監理者の承認を受ける。					
5.3.1 [付加]	加工及び組立一般	加工及び組立一般	中村 俊一 吉田 和彦 林 秀行	一級建築士 一級建築士 一級建築士	中村 俊一 吉田 和彦 林 秀行	一級建築士 一級建築士 一級建築士
			21.08.10		21.08.10	特記仕様書(1)
						No. J - 200458-A

9節 試験等		1)せき板の目違い、ビンホールは、監理者と協議して、対策を立案する。 2)打放しの肌合いを損なうことなく、せき板の割付ライン、コーン穴、木目等を立体的に復元できる材料、工法により、違和感なく仕上げる。		b.高力ボルトのねじの呼び寸法による	7.3.9 付加	a.仮設のため、鉄骨に取付けた補助材の撤去方法及び仕上げは、原則として7.6.7 a)により、監理者との協議による。	
6.9.2 【付加】 フレッシュ コンクリートの 試験	a.軽量コンクリートの場合は、型枠に打ち込む場所でも、打ち込む直前に採取したコンクリートでスランプと空気量の試験を行い、スランプロスの状況を確認し、監理者に報告を行う。	6.17.8 試し打ち	a.コンクリート試し打ちの実施 ・ *行わない b.試し打ちを行う場合は次により、打ち込み方法の妥当性、仕上り状況の確認を行う。 1)計画調合に基づき、同一条件で製造されたコンクリートを用いる。 2)形状は、H=( )mm、W=( )mm、t=( )mm程度とし、出入隅部・開口部・設備機器取合い部等を含め、標準的な配筋をす。 3)あらかじめ定めた施工要領に基づき、実施工と同条件により実施する。	7.2.3 普通ボルト 【(4)置換】	a.ボルト及びナットの材料等 ・ *行わない b.普通ボルトのねじの呼び寸法による c.戻り止め ・ *ねね座金 ・ 平座金(戻り止めナット使用) (適用範囲： ・ ロック機構付きナット (適用範囲： )	7.3.10 仮組	a.仮組 *行わない ・行う ((仮組の範囲： )) ((仮組の時期： )) 仮組に先立ち、仮組施工計画書を作成し、監理者の承認を受ける。
10節 軽量コンクリート	a.常時土又は水に直接接する部分 軽量コンクリート *用いない ・用いる(6.2.1による) b.凍害の危険性 ・あり ◎なし 凍害の危険性がありの場合には、断熱材の外側等凍結のおそれのある現場打ち部分には軽量コンクリートを用いない。	6.10.1 一般事項 【付加】	c.軽量コンクリートの種類 ・ 1種 気乾単位容積質量 (1.85)t/m <sup>3</sup> ・ 2種 気乾単位容積質量 ( )t/m <sup>3</sup>	7章 鉄骨工事			
11節 寒中コンクリート	a.適用期間 *次の(1)、(2)のいずれかに該当する期間とする。適用期間の開始日又は終了日は、該当する旬の初め又は終わりの日とする。 ただし、マッコンクリート及び高強度コンクリート等で打込み後のコンクリートに水和発熱による十分な温度上昇が期待できる場合は、監理者と協議のうえ、本節の規定の一部又は全部を適用しないことができる。 (1)打込み日を含む旬の日平均気温が4°C以下の期間 (2)コンクリート打込み後10日までの積算温度W <sub>1</sub> が840°D-Dを下回る期間 ただし、積算温度W <sub>1</sub> は、次式により算定する。 $M_{91} = \sum_{z=1}^{n} (\theta z + 10)$ $M_{91} : \text{積算温度}(°D-D)$ $\theta z : \text{材齢}(日)$ $z : \text{材齢}Zにおける日平均気温(°C)$	6.11.1 一般事項 【付加】	7.1.1. [付加] a.本節は設計図等に示されたもの及び監理者の指示によるもののほか、外装ファスナーや準構造扱いとなる天井、壁下地についても適用する。 7.1.2 [付加] a.鉄骨部材の接合部の製作は、加工精度及び組立精度等、十分に検討し、製作誤差を少なくするよう特に注意する。 b.温度差により相対変位を生ずる接合部の製作・施工については、性能、構造、美観上有害な欠陥が発生しないものとする。年間温度差については、14.1.2.d)による。	7.2.4 アンカーボルト 【(2)(4)置換】 [付加]	a.アンカーボルトの種類(構造用、建方用とも) * SNR490B b.アンカーボルト及びナットのねじの公差クラス及び仕上げの程度 (構造用、建方用共用) * JIS B 1220 ABR490(W16~M48) ABW490(W52~M100) c.溶融亜鉛めっきを施したアンカーボルトの使用 ・ (使用箇所： ◎なし	7.3.12 追補	a.一般事項 1)検査は、JASS6 [9節] (検査)により行い、鉄骨製作工場による社内検査及び受注者による中間検査、受入検査を行う。 2)受注者による中間検査、受入検査の検査員は、受注者側AW検定委員、鉄骨製作管理技術者I級(鉄骨技術者教育センター)、又は鉄骨工事管理責任者(建築鉄骨品質管理機構)と同等以上の資格を有する者で、同規模の工事実績を有する者とし、監理者が認めた者とする。 3)突合せ継手の食い違い及び仕口部のずれの測定要領は、建築研究所監修「突合せ継手の食い違い、仕口部のずれの検査・補強マニュアル」による。また、許容差を超えた箇所及びそれを含む製品の扱いは、監理者との協議による。 b.中間検査 1)中間検査は、工場ごと、節ごとの初品完成時に、各加工段階の製作途中の部材及び初品完成品に対して、JASS6 [付則6](鉄骨精度検査基準)の各項目及び製作要領書の内容について確認を行い、監理者に報告する。 c.受入検査 1)部材精度の受入検査方法は、JASS6 [付則7](寸法精度受入検査基準)による次の検査とする。 *書類検査+対物検査2 2)寸法精度検査における検査項目は、JASS6 10.2 社内検査(2)による。 上記項目以外の検査項目：( ) 3)溶接部の受入検査方法は、7.6.12による。
6.11.2 【(4)置換】	a.水セメント比は、60%以下とする。ただし、土又は水に常時接する部分の水セメント比は、材料及び調合 55%以下とする。	6.11.2 一般事項 【(4)置換】	7.1.3 鉄骨製作工場の加工能力等 ・ 機器、材料製造者、専門工事業者一覧表に示す鉄骨製作工場 7.1.4 鉄骨製作工場における施工管理技術者 *配置する ・ 配置しない 施工管理技術者は、鉄骨製作管理技術者2級以上の有資格者とする。	7.2.5 溶接材料	a.標準仕様 [7.2.5(1)(2)]以外の溶接材料 *なし	7.4.1 高力ボルト接合	
12節 著中コンクリート		7.2.1 鋼材	a.種類等 *次による 種類の記号 SN490B SN490C SS400	7.2.6 ターンパックル	a.種類 建築用ターンパックル鋼 ・ 設計図による・割鉄式・パイプ式 建築用ターンパックルボルト ・ 設計図による・羽子板ボルト b.ねじの呼び寸法による	7.4.2 【(1)置換】 a.摩擦面は、すべり係数値が0.45以上確保できるよう、ミルスケールをディスクグラインダ掛け、ショットブラスト又はグリッドブラスト等により、摩擦面全面を除去したのち、一様に錆を発生させたものとする。 b.すべり係数試験 トルシア形高力ボルト *行わない JIS形高力ボルト *行わない トルシア形超高力ボルト *行わない 防護處理高力ボルト *行う(判定基準：μ=0.45以上) すべり係数試験を行う場合は、事前に試験要領書を作成し、監理者の承認を受ける。	
6.12.2 材料及び調合	a.構体強度補正値(S) *設計図による ○6N/mm <sup>2</sup>	7.2.1.1 [付加]	b.形状、寸法 *設計図による c.電炉広幅平鋼、電炉鋼板及び電炉H形鋼を使用する場合の種類、板厚及び板幅は次による。	7.2.7 デッキプレートの材質・形状及び寸法 種類 ○床構造用の デッキプレート	a.デッキプレートの材質・形状及び寸法 種類 ○床型柱用鋼製デッキプレート S15: SDP1T6(t=1.0, Z12) ・プレーンデッキプレート ○合成スラブ用デッキプレート OS1: SDP1T6(t=1.0, Z12) (2時間耐火大臣認定品) 注)プレーンデッキプレート及び合成スラブ用デッキプレートの形状や寸法は、設計図による。	7.4.3 鋼材試験等	
6.12.3 【(1)付加】 製造及び打込み	a.繻上がり時のコンクリート温度は、荷卸し時に35°C以下とし、できるだけ低く定める。ただし、荷卸し時のコンクリート温度が35°Cを超えることが予想される場合はコンクリートの品質変化に対する対策を講じ、監理者の承認を受ける。この場合でも受け入れ時のコンクリート温度の上限値は38°Cとする。 [(4)置換] b.コンクリートの温度差から打込み終了までの時間は、60分以内とする。 ただし監理者の承認を受けて変更する場合は標準仕様[6.6.2 (2)]による。	6.12.3 一般事項 【(1)付加】	[付加]	7.2.8 スタッド	a.スタッド *頭付スタッド ・ねじ付き溶接スタッド ・異形鉄筋スタッド b.スタッドの呼び名、呼び長さ *設計図による	7.4.4 [付加] a. JIS形高力ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合は、導入張力試験を行う。 b.トルシア形超高力ボルト(F14T)は、構造図に示すトルシア形超高力ボルト導入張力試験を実施する。	
14節 無筋コンクリート	a.無筋コンクリートの適用箇所 *コンクリートの種類 適用箇所 設計基準強度(N/mm <sup>2</sup> ) スランプ(cm) *普通コンクリート *18 *15 - 18 ・軽量コンクリート	6.14.1 一般事項 【付加】	7.2.9 柱底均しモルタル [付加]	a.種別 *無収縮モルタル b.柱の基礎に先立ち、その支持にモルタル以外のものを使用する場合は、監理者との協議による。	7.4.5 [付加] a. JIS形高力ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合は、導入張力試験を行う。 b.トルシア形超高力ボルト(F14T)は、構造図に示すトルシア形超高力ボルト導入張力試験を実施する。		
17節 化粧打放しコンクリート	追補	6.17.1 一般事項 a.この節は、コンクリート化粧打放し仕上げに保護クリヤー塗装、撥水剤仕上げ等がある場合に含む)の箇所に用いるコンクリートに適用する。適用箇所は、設計図による。 b.この節に規定する事項以外は、6章各節の規定による。	7.2.10 材料試験等 [付加]	a.鋼材の材料試験は次による。ただし、7.2.1.f)の場合を除く。 *行わない ・行う(対象鋼材： 1)試験要領書は、次による。 試験の回数は、製造ロット及び断面の異なるごとに、質量20t以下は1回、20tを超える場合は20tごとにその端数につき1回とし、機械的性質の試験体は1回の試験につき3回とする。事前に材料試験要領書を作成し、監理者の承認を受ける。	7.4.6 [付加] a. JIS形高力ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 *7.4.5 a 节の結果による	6節 溶接接合	
6.17.2 材料	a.セメント及び混和材は、それぞれ同一製造者のものを(*用いる ・用いない)。 b.骨材は、同一产地のものを(*用いる ・用いない)。 c.型枠のせき板は、次による。	6.17.2 一般事項 【付加】	d.490N/mm <sup>2</sup> 級電炉広幅平鋼を使用する場合は、普通電炉工業会「建築構造用広幅平鋼メーカー規格」の化学成分及び機械的性質を満足する。400N/mm <sup>2</sup> 級電炉広幅平鋼、400N/mm <sup>2</sup> 級及び490N/mm <sup>2</sup> 級(TMCP325を含む)電炉鋼板、400N/mm <sup>2</sup> 級及び490N/mm <sup>2</sup> 級電炉H形鋼を使用する場合は、該当する鋼材のJIS規格の化学成分及び機械的性質を満足する。	7.2.10 [付加]	a.鋼材の品質試験は次による。ただし、7.2.1.f)の場合を除く。 *行わない ・行う(対象鋼材： 1)試験要領書は、次による。 試験の回数は、製造ロット及び断面の異なるごとに、質量20t以下は1回、20tを超える場合は20tごとにその端数につき1回とし、機械的性質の試験体は1回の試験につき3回とする。事前に材料試験要領書を作成し、監理者の承認を受ける。	7.6.2 [付加] a.溶接作業における施工管理技術者の資格 *鉄骨製作管理技術者2級以上またはWES2級以上	
6.17.3 品質	a.コンクリート表面の仕上り状態 1)色むら、目違い、不陸等の極めて少ない良好な面とする。 2)凹凸模様等特殊なせき板を用いる場合は、設計図による。 b.コンクリートの打継ぎ計画について検討し位置、打継ぎ部の詳細について監理者の承認を受ける。	6.17.3 一般事項 【付加】	e.鋼材を塑性化部位に使用する場合は、表7.2.1.1の種類とし、規定の化学成分を満足する。機械的性質は、JIS規格に記載して表7.2.1.1を満足する。 表7.2.1.1 塑性化部位に使用する電炉鋼材の化学成分(%)	7.2.11 [付加]	a.鋼材の品質試験は次による。ただし、7.2.1.f)の場合を除く。 *行わない ・行う(対象鋼材： 1)試験要領書は、次による。 試験の回数は、製造ロット及び断面の異なるごとに、質量20t以下は1回、20tを超える場合は20tごとにその端数につき1回とし、機械的性質の試験体は1回の試験につき3回とする。事前に材料試験要領書を作成し、監理者の承認を受ける。	7.6.3 [付加] a.技量付加試験 *行う(本工事に從事する溶接技能者は○印の試験を受験する) ○工場溶接 ○工事現場溶接 b.鋼管の品質試験 *行わない	
6.17.4 型枠	a.型枠の割付けは、すべての面のせき板、コーン割付け図を作成して、監理者の承認を受ける。 b.合板せき板による型枠の転用は、寸法及びセバレーター位置が同一の場合に限り、3回までを限度として行うことができる。 c.型枠の加工・組立は、次による。 1)型枠の加工は、日光の直射及び雨露にさらされない場所で行う。 2)型枠の製作及び組立に当たっては、コンクリートの同一区画内にせき板の木目、色あい、肌あい等のバランスがとれた型枠となるように材料を選別する。 3)加工・組立時において、合板せき板に加工被膜のはく離や表面の傷等の欠陥がないことを確認する。 4)型枠土の密着性を上げるため、合板せき板端部の株木の位置は、入念に調整を行う。 5)面木、目地棒は、ラワン材にビニルライニングした材料とし、形状は、三角面木、ピク角面木、合板組合せ面等なら、監理者と協議を行って決定する。 6)セバレーターは、ストロングセバ(2分1厘)又は3分のものを使用する。 7)せき板の縦目地には、ノロ止めテープを使用する。 8)入り脚等の型枠の小口処理は、はく離剤又はウレタン系塗料塗りとする。 9)型枠の耐用時は、小口のけん引を適切に行う。表面のコーティング面は、傷がつかないようにウレタ系塗料塗りを行う。	6.17.4 一般事項 【付加】	7.2.12 [付加]	a.鋼材の品質試験は次による。ただし、7.2.1.f)の場合を除く。 *行わない ・行う(対象鋼材： 1)試験要領書は、次による。 試験の回数は、製造ロット及び断面の異なるごとに、質量20t以下は1回、20tを超える場合は20tごとにその端数につき1回とし、機械的性質の試験体は1回の試験につき3回とする。事前に材料試験要領書を作成し、監理者の承認を受ける。	7.6.4 [付加] a.技量付加試験 *行う(本工事に従事する溶接技能者は○印の試験を受験する) ○工場溶接 ○工事現場溶接 b.溶接技能者の技量付加試験は以下による。 1)技量付加試験の受験資格、試験の項目及び試験要領等は、NW検定協会「NW検定(建築鉄骨溶接接合試験規格)」による。事前に技量付加試験要領書を作成し、監理者の承認を受ける。 2)試験に使用する鋼種は、原則として本工事に使用するものと同一とする。 3)試験に使用する溶接材料の規格及び径は、原則として本工事に使用するものと同一とする。 4)代替エンドタブを使用する場合は技量付加試験(代替タブ)を追加する。技量付加試験の受験資格、試験の項目及び試験要領等は、NW検定協会「NW検定(建築鉄骨溶接接合試験規格)」による。技量付加試験に合格した場合でも溶接施工は下向き姿勢限定とする。		
6.17.5 コンクリートの製造	a.コンクリートの、同一製造者による同一調合 *適用する ・適用しない ・( )に適用する	6.17.5 一般事項 【付加】	7.2.13 [付加]	a.溶接鋼材を塑性化部位に使用する場合は、6号に示す化学成分及び機械的性質を満足することを材料試験により確認する。材料試験の要領は次による。 1)化学成分 C、Si、Mn、P、S、Cu、Cr、Sn、Ceq、Pcm確認試験のロットの単位は、原則として、製造者単位で同一溶接鋼とする。 2)機械的性質(降伏点、引張強度、降伏比、伸び及びシャルピー吸収エネルギー(Ceq)について)確認試験のロットの単位は、原則として、製造者単位で、電炉広幅平鋼及び電炉鋼板においては溶接鋼ごと、板厚・板幅ごと質量20t単位とする。溶接鋼は、それが3個(粗試験は3組)とする。 3)化学成分 Ceq、Pcm及び機械的性質確認試験のロットが10tに満たない場合には、監理者と協議のうえ、試験を省略することができる。 4)試験ロットに対応する品質管理データを提示する場合には、監理者と協議のうえ、試験の一部又は全部を省略できる。	7.2.14 [付加]	a.溶接鋼材を塑性化部位に使用する場合は、6号に示す化学成分及び機械的性質を満足することを材料試験により確認する。材料試験の要領は次による。 1)化学成分 C、Si、Mn、P、S、Cu、Cr、Sn、Ceq、Pcm確認試験のロットの単位は、原則として、製造者単位で同一溶接鋼とする。 2)機械的性質(降伏点、引張強度、降伏比、伸び及びシャルピー吸収エネルギー(Ceq)について)確認試験のロットの単位は、原則として、製造者単位で、電炉広幅平鋼及び電炉鋼板においては溶接鋼ごと、板厚・板幅ごと質量20t単位とする。溶接鋼は、それが3個(粗試験は3組)とする。 3)化学成分 Ceq、Pcm及び機械的性質確認試験のロットが10tに満たない場合には、監理者と協議のうえ、試験を省略することができる。 4)試験ロットに対応する品質管理データを提示する場合には、監理者と協議のうえ、試験の一部又は全部を省略できる。	7.6.5 [付加] a.溶接鋼材を塑性化部位に使用する場合は、6号に示す化学成分及び機械的性質を満足することを材料試験により確認する。材料試験の要領は次による。 1)化学成分 C、Si、Mn、P、S、Cu、Cr、Sn、Ceq、Pcm確認試験のロットの単位は、原則として、製造者単位で同一溶接鋼とする。 2)機械的性質(降伏点、引張強度、降伏比、伸び及びシャルピー吸収エネルギー(Ceq)について)確認試験のロットの単位は、原則として、製造者単位で、電炉広幅平鋼及び電炉鋼板においては溶接鋼ごと、板厚・板幅ごと質量20t単位とする。溶接鋼は、それが3個(粗試験は3組)とする。 3)化学成分 Ceq、Pcm及び機械的性質確認試験のロットが10tに満たない場合には、監理者と協議のうえ、試験を省略することができる。 4)試験ロットに対応する品質管理データを提示する場合には、監理者と協議のうえ、試験の一部又は全部を省略できる。
6.17.6 打込み	a.コンクリート打込み時には、専從者を定めて木橋で丁寧に型枠をたたき、せき板の目違いを防ぐ。 b.連続する壁面のコンクリートの打込みは、片押しさて、水平打継ぎ目地まで一						

[付加] b.エンドタブの切端部の仕上り程度 *エンドタブ、裏当て金等は、染フランジ等の端から、1~5mm残して、部材断面を欠損しないように直線状に切断する。切断端が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。また切断面は、グラインダー掛けにより、粗さ100μm以上程度以下及びノッチ深さ1mm程度以下に仕上げる。 (適用部位：配筋上支障となる部分) c.板厚が異なる完全溶込み溶接突合せ継手の形状 *低応力高サイクル疲労を受ける部位（適用部位：） d.完全溶込み溶接部のスカラップ形状 工場溶接 *ノンスカラップ工法 *複合円型スカラップ工法 工事現場溶接 *複合円型スカラップ工法 *ノンスカラップ工法 [付加] e.溶接施工試験 *行わない ・行う（試験内容：） 溶接施工試験を行う場合は、事前に溶接施工試験要領書を作成し、監理者の承認を受ける。 [付加] f.溶接ロボットによる溶接施工試験 使用する溶接ロボットが日本ロボット工業会の建築鉄骨溶接ロボット型式認証範囲外の溶接施工をする場合、本工事の施工条件を踏まえ、7.6.3に示すロボット溶接オペレータによる溶接施工試験を行う。事前に溶接施工試験要領書を作成し、監理者の承認を受ける。 [付加] g.溶接ビードの見え掛り部のグラインダー掛け *行わない ・行う（適用部位：仕上り程度：） 仕上げを行なう場合、部材断面を欠損しないようにビードを仕上げる。	[付加] 部位 管理ランクB:上記以外の部材。 2)上記で定めた管理ランクに応じて、受注者は次の管理を行う。 i.管理ランクA 中間検査及び製品検査時に、抜取りにて溶接部近傍に書かれた積層図等を確認し、実際の施工状況と比較し、溶接条件が適切に守られていることを確認し、監理者に報告する。 ii.管理ランクB 中間検査及び製品検査時に、実際の施工状況を確認し、溶接条件が適切に守られていることを確認し、監理者に報告する。 [付加] h.東京都の「鉄骨造の工事に関する東京都取扱要編第5の2」による溶接部の内質検査 *行う ◎行わない 1)内質検査該当箇所 部位 管理ランクB:上記以外の部材。 i.柱とベースプレート ii.柱と通しダイアフラム iii.柱と柱脚 iv.柱と梁脚 v.その他	[付加] d.厨房・浴室等の湿潤状態にある部位の耐火被覆 *設計図（意匠図）による e.天井裏をチャンバーとして使用する部位の耐火被覆 *設計図（意匠図）による 7.9.3 [付加] 耐火被覆の性能、品質等 7.9.4 [付加] 耐火材吹付け a.吹付け工事で大梁フランジ下端面（幅300mm以上の場合）、風圧・振動を受けるところ等、はく離が起きやすい箇所は、プライマー処理等付着性の確認を行い、監理者の承認を得る。 b.鉄骨表面で止め塗装を施した面上に耐火被覆材を吹き付ける場合は、接着剤との適合性を確認のうえ、プライマー処理等はく離防止策を講ずる。 7.9.5 [付加] 耐火板張り a.耐火板張り工事では、補強材や耐火板接合釘等を用いて鉄骨を被覆し、所定の性能を確保する。 7.9.6 [付加] 耐火材巻付け a.耐火材巻付け工事では、目地隙間の有無、材料の破損有無及び固定ピンの間隔について、大臣認定内容に基づき所定の性能を確保する。 7.9.8 [付加] 耐火塗料 a.発泡性耐火塗料を施す部位の銷止め塗料の種別は、事前に製造者の確認を行い、仕様を決定する。 b.ホルムアルデヒド放散等級 *「☆☆☆☆」 c.耐火塗料の仕様は、18、19節による。	[付加] 2)摩擦面処理がりん酸塩処理の場合 ・行わない *行う 試験方法は、日本建築学会「高力ボルト接合設計施工ガイドブック」による。 b.鉄骨製作工場が、すべり係数試験を行った同様のめっき工場と同様の摩擦面処理を行う場合で、そのすべり係数試験報告書を提示する場合は、監理者と協議のうえ、試験を省略することができる。
[付加] 7.6.9 関連する工事に必要な溶接部の試験を行なう場合に、溶接は7.6.3による溶接技能者に行なう。ただし、捨てプレート上の溶接等については監理者の承認を得て、溶接方法、溶接姿勢に応じた、JIS Z 3801又はJIS Z 3841有資格者による溶接とすることができる。	[付加] 7.7.2 [（1）置換] a.溶接部の試験を行なう検査会社は、機器・材料製造者、専門工事業者一覧表から選定し、かつ受注者との第三者性が確保されていると監理者が承認した検査会社とする。 b.受入検査 発注者の直接発注による受入検査 *行わない 発注者の直接発注による受入検査を行なわない場合は、受注者の発注とし、その費用は受注者の負担とする。この場合、日々の受入検査の結果は、検査会社から直接受注者及び監理者に同時に報告をする。 ・行う c.溶接部の試験を行なう技能資格者は、CIW（日本溶接協会溶接検査認定委員会）の認定事業所に所属し、鉄骨技術者教育センターが認定する「建築鉄骨製品検査技術者」と「建築鉄骨超音波検査技術者」の資格を有する者とする。	[付加] 7.7.3 [（2）置換] a.溶接部の試験を行なう検査会社は、機器・材料製造者、専門工事業者一覧表から選定し、かつ受注者との第三者性が確保されていると監理者が承認した検査会社とする。 b.受入検査 発注者の直接発注による受入検査 *行わない 発注者の直接発注による受入検査を行なわない場合は、受注者の発注とし、その費用は受注者の負担とする。この場合、日々の受入検査の結果は、検査会社から直接受注者及び監理者に同時に報告をする。	[付加] 7.10.1 [（1）置換] a.建方等の工事現場施工の精度 *JASS 6 [付則6]（鉄骨構度検査基準）付表5「工事現場」による b.工事現場施工計画書を作成し、監理者の承認を受ける。
[付加] 7.6.11 [(2)付加] a.溶接部の試験を行なう検査会社は、機器・材料製造者、専門工事業者一覧表から選定し、かつ受注者との第三者性が確保されていると監理者が承認した検査会社とする。 b.受入検査 発注者の直接発注による受入検査 *行わない 発注者の直接発注による受入検査を行なわない場合は、受注者の発注とし、その費用は受注者の負担とする。この場合、日々の受入検査の結果は、検査会社から直接受注者及び監理者に同時に報告をする。	[付加] 7.7.4 [（6）置換] a.梁等にスタッッド溶接を行なう箇所では、デッキプレートを貫通しての溶接は原則として認めないものとし、デッキプレートにスタッッドの径に応じてスタッッド溶接に支障のない孔を開け、梁等に直接溶接を行う。 b.スタッッド溶接施工 *行わない ・行う（試験内容：引張試験、曲げ試験、マクロ試験、その他）	[付加] 7.10.2 [（2）置換] a.建方等の工事現場施工の精度 *JASS 6 [付則6]（鉄骨構度検査基準）付表5「工事現場」による b.工事現場施工計画書を作成し、監理者の承認を受ける。	[付加] 7.10.3 [（3）置換] a.アンカーボルトの種別 ○構造用アンカーボルト（適用部位：本工事範囲のすべて） △建方用アンカーボルト（適用部位：） b.アンカーボルト・アンカーフレームの形状及び寸法 *設計図による（構造用、建方用共とも） c.アンカーボルトの保持及び埋込み工法 ・構造用 *設計図による ・建方用 A種 *B種 d.柱底均しモルタルの厚さ *50mm *30mm *設計図による e.柱底均しモルタルのコンシスティングの確認 *行う *行わない 1)使用するモルタル製造者の標準値であることを確認する。 f.柱底均しモルタルの工法 *A種 *B種 g.鉄骨柱脚ベースプレート下モルタル注入方法 *ポンプによる圧入 *流し込み *ホッパー使用による注入 h.中心通りモルタル形状 *円形 i.鉄骨柱脚ベースプレート下モルタル充填検査 *行わない *行う（次による） 1)モルタル充填検査を行う柱 *指定柱 *設計図による 2)柱1本あたりのセンサー個数 *4個 3)モルタル充填検査機器 *コンクリート充填検査システム（振動デバイスによる充填検査） 4)検査会社 第三者検査会 *日本建築協会と施工アンカー協会「あと施工アンカー標準試験法」による。 2)試験対象と試験数 *種類及び径ごとに各3本 *設計図による
[付加] 7.6.12 溶接部の試験 a.完全溶込み溶接部の食違い、仕口のずれ検査 1)工場溶接部の食違い、仕口のずれ検査の取扱いは、「独立行政法人 建築研究所監修 実受け継手の食違い、仕口のずれ検査・補強マニュアル」の抜取検査②（社内検査記録の検証）による。 2)工事現場溶接部の食違い、仕口のずれ検査は、全数とする。 b. JASS6付則6「鉄骨構度検査基準」の付表3「溶接」に関する試験方法は、超音波探傷試験を行なった完全溶込み溶接部について、寸法形状等の外観検査をJASS6 10.4のe)により行う。 c.完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 工場溶接部 *行う 工事現場溶接部 *行う 試験に先立ち、事前に検査要領書を作成し、監理者の承認を受ける。 d.完全溶込み溶接部の超音波探傷試験の抜取り率は次による。 工場溶接部 *10%以上 *以上 工事現場溶接部 *100% *以上 1)完全溶込み溶接部は、継手形状、溶接方法、溶接姿勢ごとに層別を行なう上で超音波探傷試験を行い、各ロットの不合格率（抜取り個数に対する不合格個数の割合）が5%以下となるような品質とする。 2)抜取り方法は、節ごととする。 3)1箇所の溶接箇所を300箇所以下とし、最少抜取り個数は1ロットが1~200箇所の場合20箇所（以下全数）、201~300箇所の場合30箇とする。抜取りは、ランダムサンプリング法を原則とする。 4)抜取り回数は、2回とする。 [(1)(4)置換] e.エレクトロスラブ溶接部の試験 1)合否判定基準は、日本建築学会「鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査規準・同解説」〔7章〕（溶接部に引張应力が作用する場合）による。 イ.溶接内部欠陥の検出 溶接内部の欠陥は、欠陥長さ1mm単位で求めめて欠陥指示長さとする。 ロ.溶込み指示幅の測定 全溶込み指示幅は、内ダイアフラムの板厚+6mm以上とする。全溶込み幅が不足する場合は、不足する範囲を1mm単位で測定して、この長さを欠陥指示長さとする。 溶込み幅の境界点は、溶接予定線の内側へのずれは、0以下とする。溶込み幅の境界点と溶接予定線の内側へのずれが0を超えた場合は、該当部分の長さを1mm単位で求めて、これを欠陥指示長さとする。 2)不合格箇所の処置 不合格と判定された箇所は、ロットの合否と併せて報告する。鉄骨製作工場は、監理者からの指示による補修方法により補修する。 f.磁粉探傷試験、浸透探傷試験 *行わない ・行う（適用部位：数量：） g.平12建告第146号第二号の規定に基づく溶接部の検査を行う。検査対象部位は、すべての完全溶込み溶接部とし、検査の方法及び内容は次による。 1)部材の重要度に応じて、次の管理ランクを設定する。 管理ランクA:柱梁等の主要耐震要素で、極めて稀に発生する地震時に十分な塑性変形を期待する部材。	[付加] 7.7.5 [（6）置換] a.溶接部の試験を行なう検査会社は、機器・材料製造者、専門工事業者一覧表から選定し、かつ受注者との第三者性が確保されていると監理者が承認した検査会社とする。 b.受入検査 発注者の直接発注による受入検査 *行わない 発注者の直接発注による受入検査を行なわない場合は、受注者の発注とし、その費用は受注者の負担とする。この場合、日々の受入検査の結果は、検査会社から直接受注者及び監理者に同時に報告をする。	[付加] 7.10.4 [（4）置換] a.柱底均しモルタルのコンシスティングの確認 *行う *行わない 1)使用するモルタル製造者の標準値であることを確認する。 f.柱底均しモルタルの工法 *A種 *B種 g.鉄骨柱脚ベースプレート下モルタル充填検査 *行わない *行う（次による） 1)モルタル充填検査を行う柱 *指定柱 *設計図による 2)柱1本あたりのセンサー個数 *4個 3)モルタル充填検査機器 *コンクリート充填検査システム（振動デバイスによる充填検査） 4)検査会社 第三者検査会 *日本建築協会と施工アンカー協会「あと施工アンカー標準試験法」による。 2)試験対象と試験数 *種類及び径ごとに各3本 *設計図による	[付加] 7.12.10 [（5）置換] a.柱底均しモルタルのコンシスティングの確認 *行う *行わない 1)使用するモルタル製造者の標準値であることを確認する。 f.柱底均しモルタルの工法 *A種 *B種 g.鉄骨柱脚ベースプレート下モルタル充填検査 *行わない *行う（次による） 1)モルタル充填検査を行う柱 *指定柱 *設計図による 2)柱1本あたりのセンサー個数 *4個 3)モルタル充填検査機器 *コンクリート充填検査システム（振動デバイスによる充填検査） 4)検査会社 第三者検査会 *日本建築協会と施工アンカー協会「あと施工アンカー標準試験法」による。 2)試験対象と試験数 *種類及び径ごとに各3本 *設計図による
[付加] 7.6.13 溶接部の試験 a.完全溶込み溶接部の食違い、仕口のずれ検査 1)工場溶接部の食違い、仕口のずれ検査の取扱いは、「独立行政法人 建築研究所監修 実受け継手の食違い、仕口のずれ検査・補強マニュアル」の抜取検査②（社内検査記録の検証）による。 2)工事現場溶接部の食違い、仕口のずれ検査は、全数とする。 b. JASS6付則6「鉄骨構度検査基準」の付表3「溶接」に関する試験方法は、超音波探傷試験を行なった完全溶込み溶接部について、寸法形状等の外観検査をJASS6 10.4のe)により行う。 c.完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 工場溶接部 *行う 工事現場溶接部 *行う 試験に先立ち、事前に検査要領書を作成し、監理者の承認を受ける。 d.完全溶込み溶接部の超音波探傷試験の抜取り率は次による。 工場溶接部 *10%以上 *以上 工事現場溶接部 *100% *以上 1)完全溶込み溶接部は、継手形状、溶接方法、溶接姿勢ごとに層別を行なう上で超音波探傷試験を行い、各ロットの不合格率（抜取り個数に対する不合格個数の割合）が5%以下となるような品質とする。 2)抜取り方法は、節ごととする。 3)1箇所の溶接箇所を300箇所以下とし、最少抜取り個数は1ロットが1~200箇所の場合20箇所（以下全数）、201~300箇所の場合30箇とする。抜取りは、ランダムサンプリング法を原則とする。 4)抜取り回数は、2回とする。 [(1)(4)置換] e.エレクトロスラブ溶接部の試験 1)合否判定基準は、日本建築学会「鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査規準・同解説」〔7章〕（溶接部に引張应力が作用する場合）による。 イ.溶接内部欠陥の検出 溶接内部の欠陥は、欠陥長さ1mm単位で求めめて欠陥指示長さとする。 ロ.溶込み指示幅の測定 全溶込み指示幅は、内ダイアフラムの板厚+6mm以上とする。全溶込み幅が不足する場合は、不足する範囲を1mm単位で測定して、この長さを欠陥指示長さとする。 溶込み幅の境界点は、溶接予定線の内側へのずれは、0以下とする。溶込み幅の境界点と溶接予定線の内側へのずれが0を超えた場合は、該当部分の長さを1mm単位で求めて、これを欠陥指示長さとする。 2)不合格箇所の処置 不合格と判定された箇所は、ロットの合否と併せて報告する。鉄骨製作工場は、監理者からの指示による補修方法により補修する。 f.磁粉探傷試験、浸透探傷試験 *行わない ・行う（適用部位：数量：） g.平12建告第146号第二号の規定に基づく溶接部の検査を行う。検査対象部位は、すべての完全溶込み溶接部とし、検査の方法及び内容は次による。 1)部材の重要度に応じて、次の管理ランクを設定する。 管理ランクA:柱梁等の主要耐震要素で、極めて稀に発生する地震時に十分な塑性変形を期待する部材。	[付加] 7.7.6 [（6）置換] a.溶接部の試験を行なう検査会社は、機器・材料製造者、専門工事業者一覧表から選定し、かつ受注者との第三者性が確保されていると監理者が承認した検査		



着工	..	..
竣工	..	..
監理	..	..
施工	..	..

J200458A\_458FP-01.DWG 21/06/22 <FNS>SNK0101

PS A3\_07構造標準(1) 1/100 A1YFPC

日建設計

21.08.10

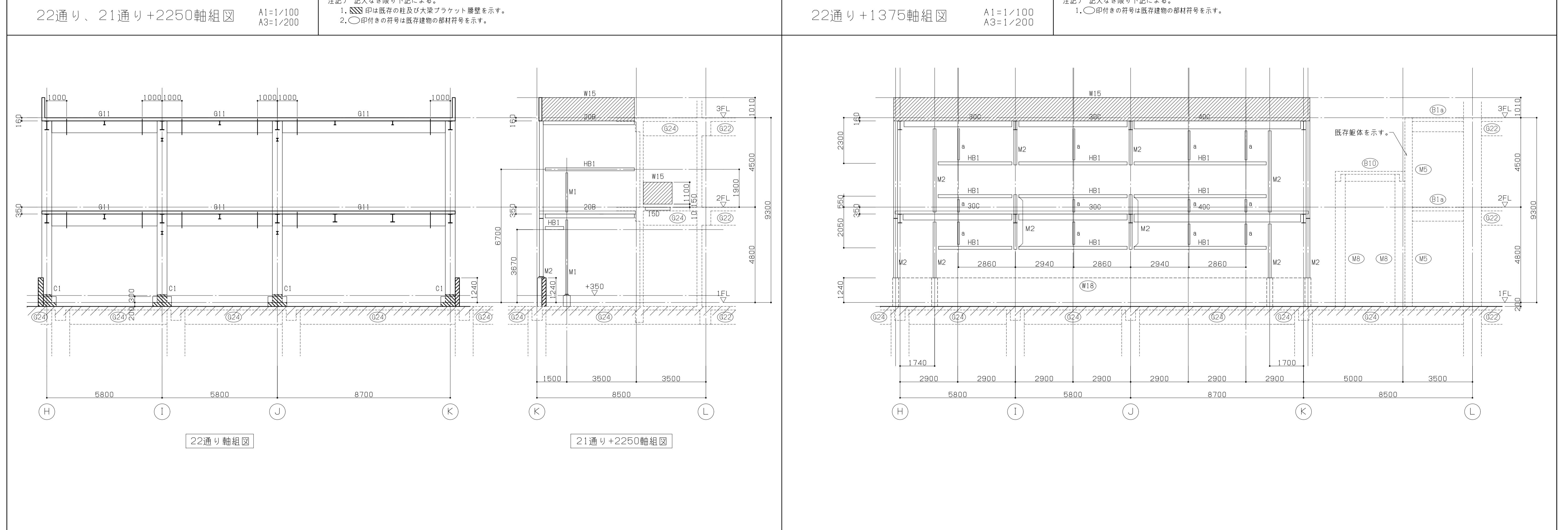
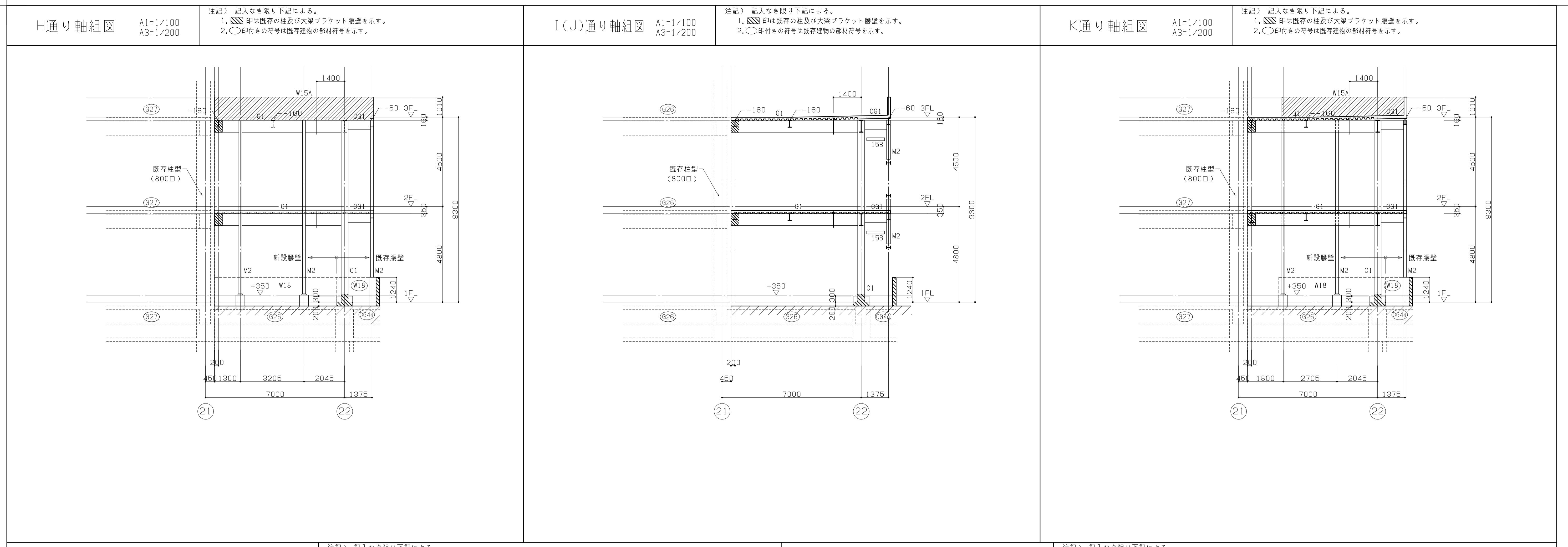
山梨県立中央病院  
本館東側増築工事

A1=1/100  
A3=1/200

(通し番号 4 )  
2 - 1

No. J - 200458-A

780×670



## 鉄骨部材断面表・継手表

注記) 記入なき限り下記による。  
1. 鉄骨材質は、○印: SN490B、無印: SS400とする。

## 1 継手に於ける基本事項

- 継手部のボルト本数及びスプライスプレートは小さい方の部材断面にて決定する。
- スプライスプレートの鋼材品質は、母材と同材質とする。
- 継手表に示すボルト本数は、継手片側について示す。
- 継手部の母材間クリアランスは10mmとする。
- 継手部において1mmを越える板厚差または段差がある場合はフィラプレートにて板厚差を調整する。(フィラプレートの材質はSS400とする)
- ウェブの継手において3mm差の場合のフィラプレートはP-1.5を2枚使用する。
- 継手表に明記無き場合は、詳細図による。
- 継手表と詳細図が異なる場合は、詳細図を優先する。
- 印表示は、溶融垂鉛めっき仕上げとする。但し、外部鉄骨は符号によらず、溶融垂鉛めっき仕上げとする。
- 使用的鋼材の板厚は原則として6.9, 12, 16, 19, 22, 25, 28, 32, 36, 40とする。
- 板厚が1サイズアップと表現してある鋼板については形鋼の板厚+2mm以上とし、9.で示す板厚から選択する。
- 本継手表および鉄骨詳細図に無き継手は、監理者の指示による。

## 2 高力ボルトの標準規定

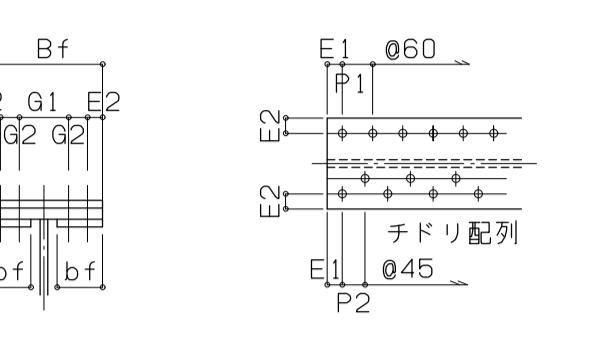
呼径	ピッチ(P1)		はしあき(E1)		孔径	
	標準	最小	標準	*1		
150	60	90	—	30	2	60
200	80	120	—	40	2	60
250	90	160	—	45	2	60
350	145	130	75	35	4	60

(注記) 記入なき限り下記による。

- はしあき\*1印寸法については、加力方向にボルト配列が、2列以下の場合に適用する。
- 高力ボルトの品種 S10T, (F10T)  
但し、溶融垂鉛めっき仕上げ部材の継手部は、F8T(溶融垂鉛めっき仕上げボルト)とする。
- 使用的鋼材の板厚は原則として6.9, 12, 16, 19, 22, 25, 28, 32, 36, 40とする。

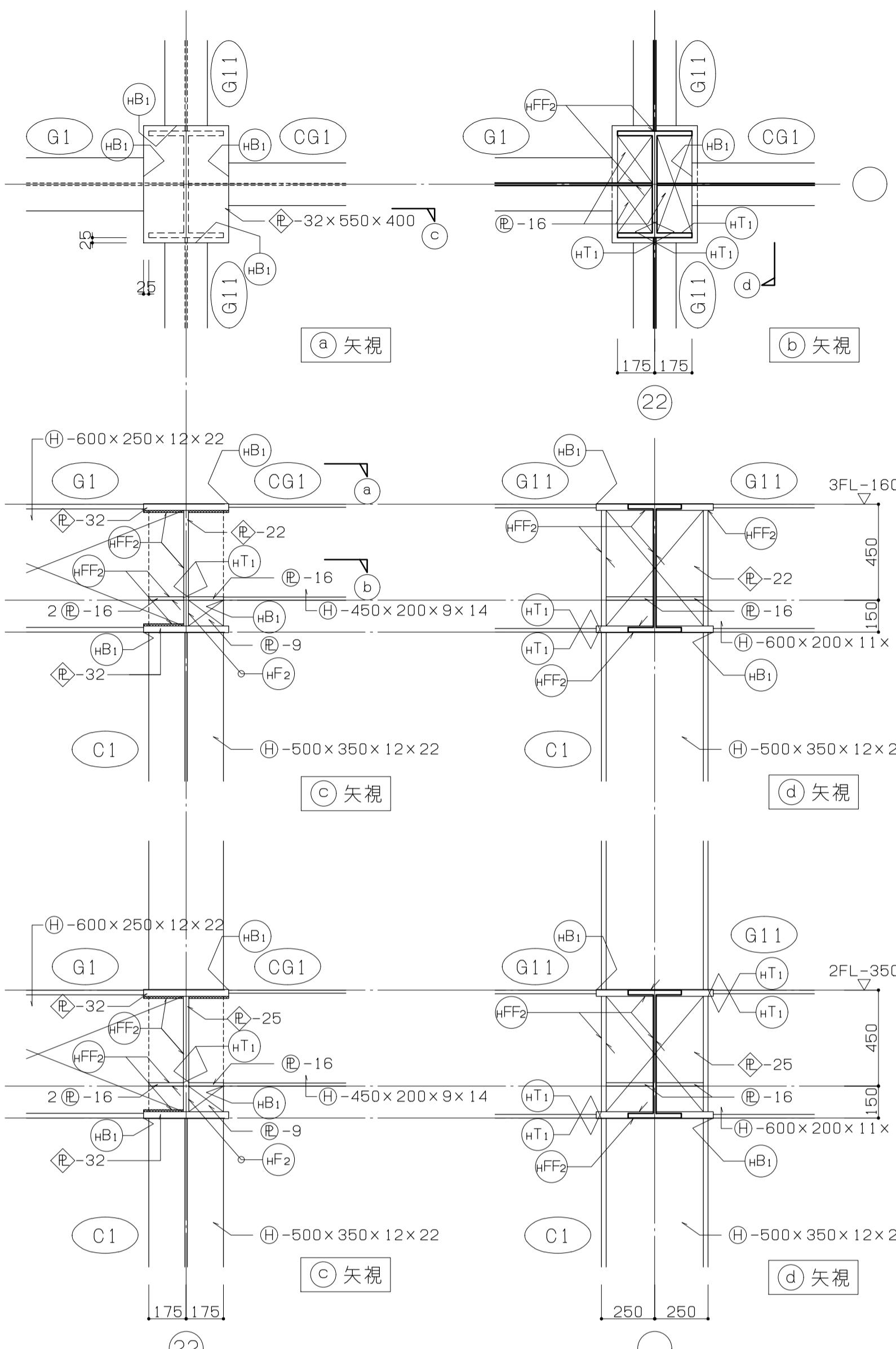
## 3 フランジ面のボルト配列

Bf	bf	G1	G2	E2	列	P1	P2
150	60	90	—	30	2	60	—
200	80	120	—	40	2	60	—
250	90	160	—	45	2	60	—
350	145	130	75	35	4	60	—



## 柱梁仕口部要領図

注記) 記入なき限り下記による。



(共通) 通しダイアフラムと梁フランジ納まり要領図

## 壁断面表

注記) 記入なき限り下記による。

符 号	厚 さ	壁 配 筋		開 口 补 强 筋		備 考
		たて 筋	よこ 筋	L, H ≤ 1000	L, H > 1000	
W15	150	D10 0200 ダブルチドリ	D10 0200 ダブルチドリ	—	—	
W15A	150	D10 0230 ダブル	D10 0200 ダブルチドリ	—	—	
W18	180	D13 0200 ダブル	D13 0200 ダブル	—	—	

## 床スラブ断面表

注記) 記入なき限り下記による。

符 号	厚 さ	位 置	短 边 方 向 配 筋		長 边 方 向 配 筋		備 考
			端 部	中 央	端 部	中 央	
DS1	155 (80+75)	上端筋 下端筋	D10 0200	D10 0200	D10 0200	D10 0200	
			I-D16 0230 (デッキ方向)				
S15	155	上端筋 下端筋	D10, D13 0200 D10 0200	D10, D13 0200 D10 0200	D10 0200	D10 0200	フラットデッキプレート t=1.0

中村 復一

吉田 和彦

林 秀行

一級建築士

二級建築士

三級建築士

日建設計

山梨県立中央病院  
本館東側増築工事(構) (通し番号 6 )  
2 - 3

21.08.10

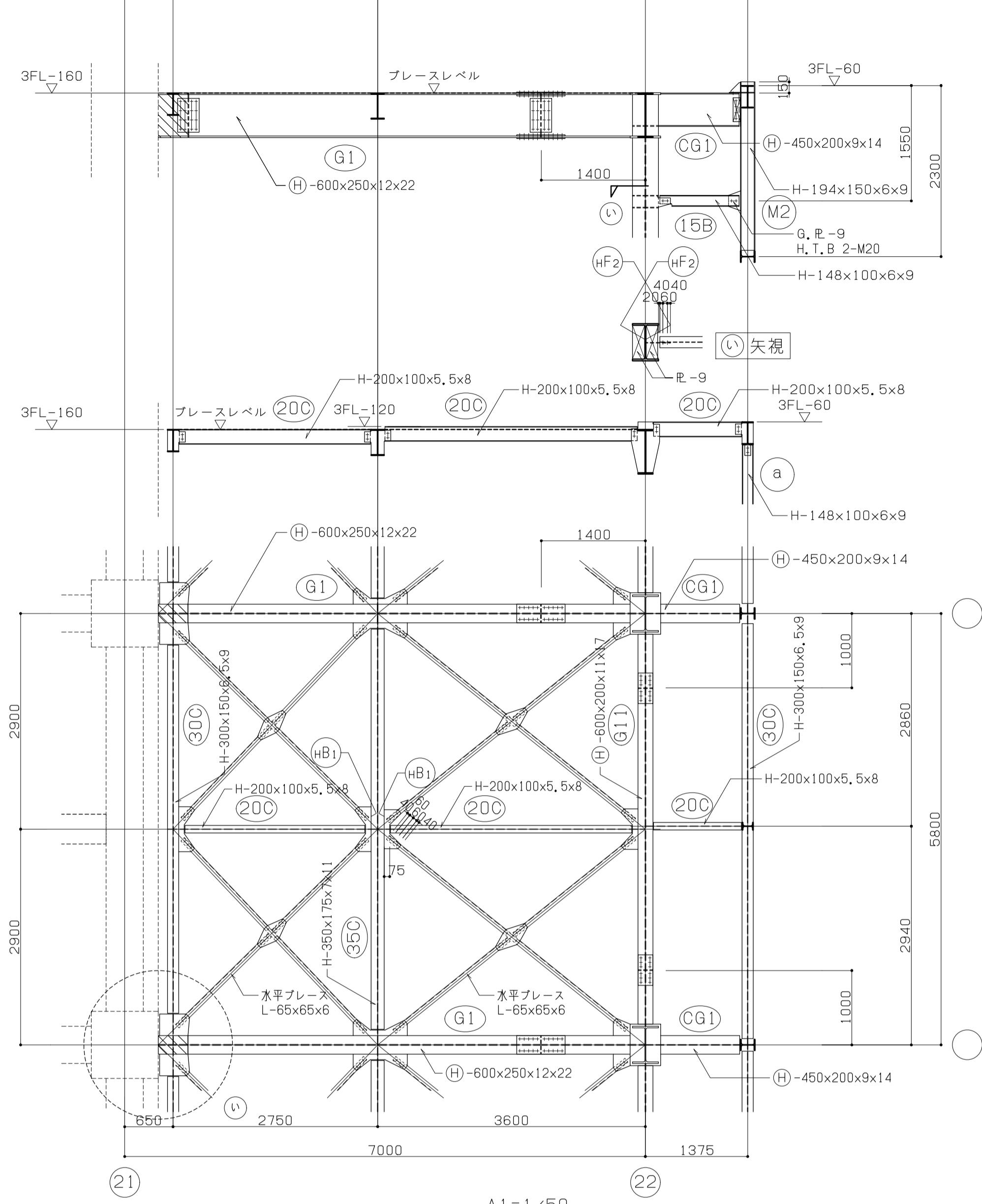
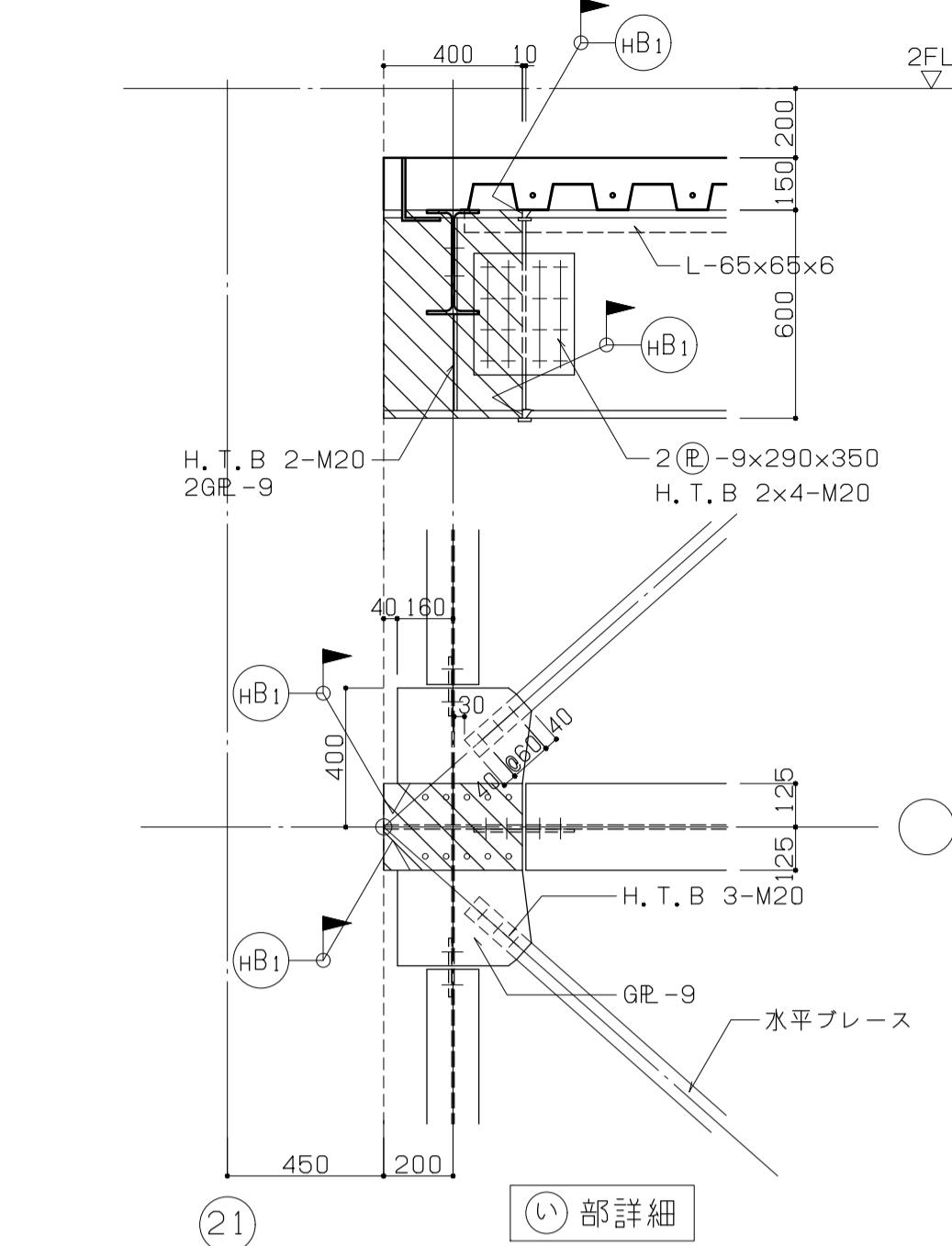
A1=1/20  
柱梁仕口部要領図, 壁・床スラブ断面表 A3=1/40

No. J - 200458-A

## 各部詳細図(1)

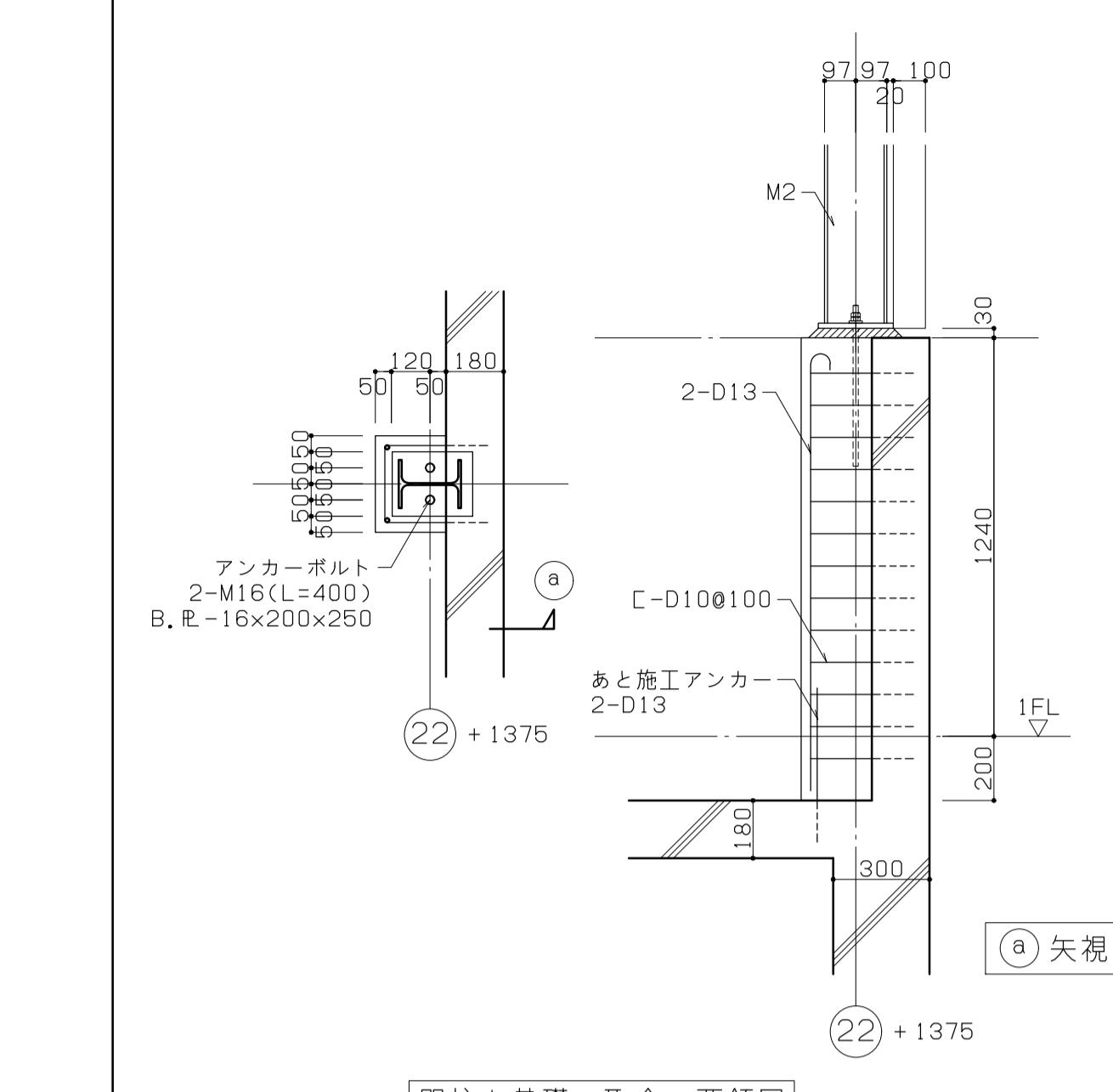
A1=1/20  
A3=1/40

注記) 記入なき限り下記による。  
1. 鉄骨材質は、○印: SN490B、△印: SN490C、無印: SS400とする。

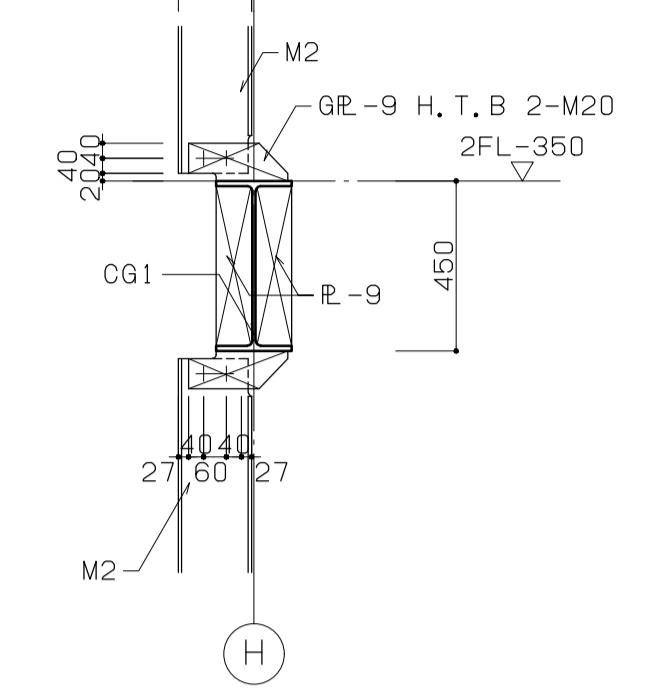
屋根伏詳細図  
A1=1/50  
A3=1/100

既存大梁プラケットとの取合詳細図

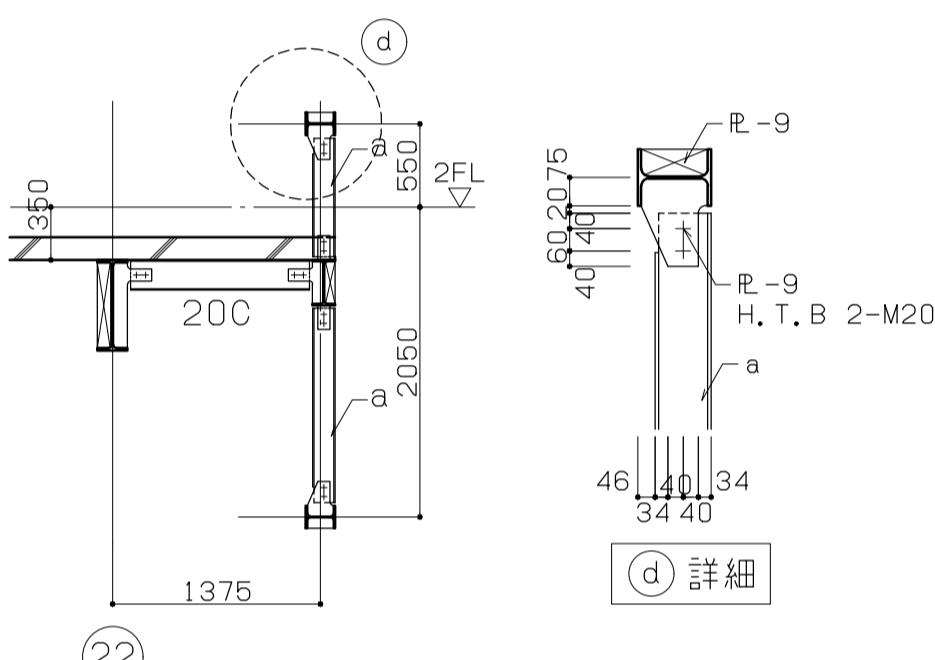
注) 施工に当たり、既存鉄骨プラケットのボルト穴径、配置寸法を実測により確認を行うこと。



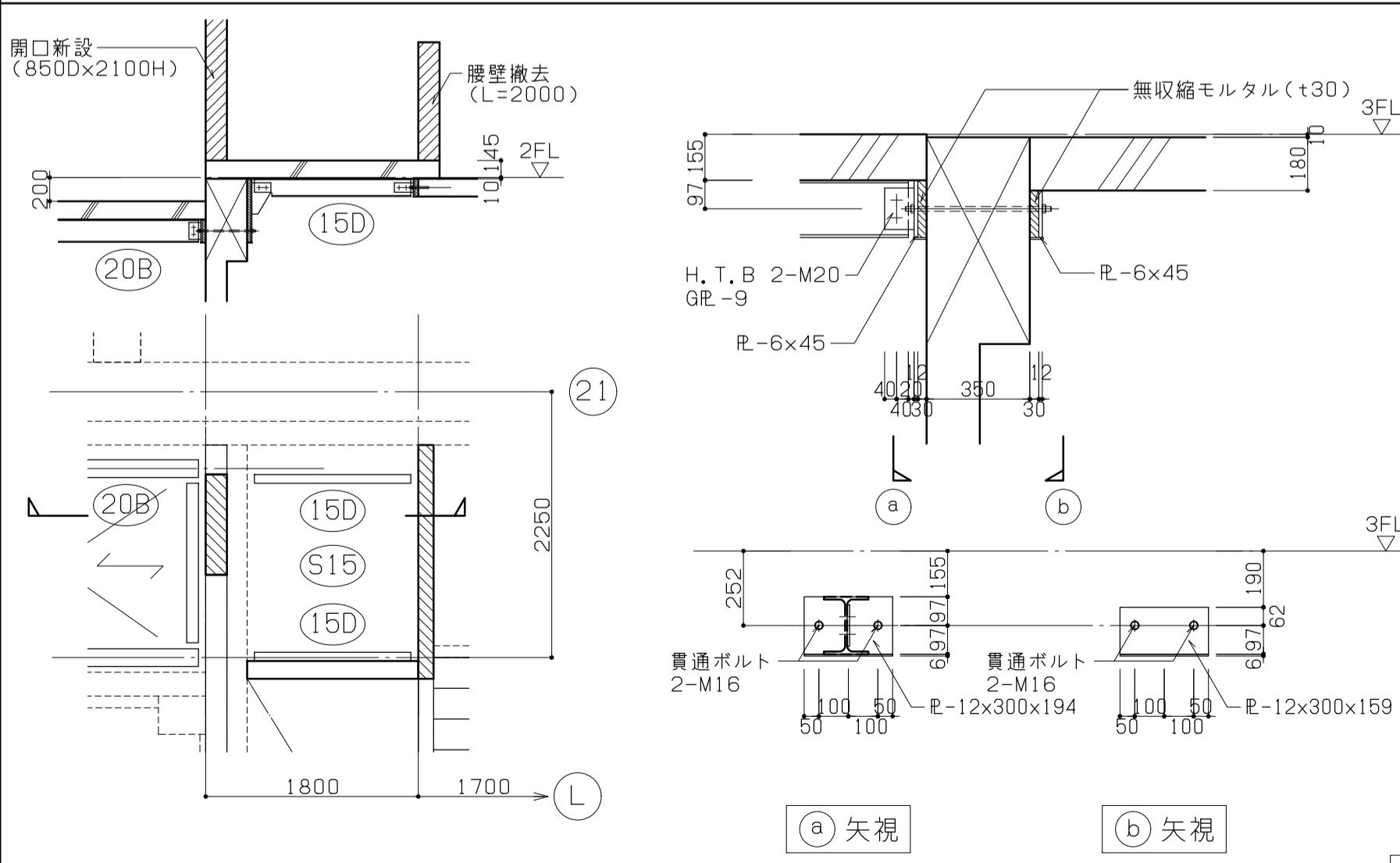
周柱と基礎の取合要領図



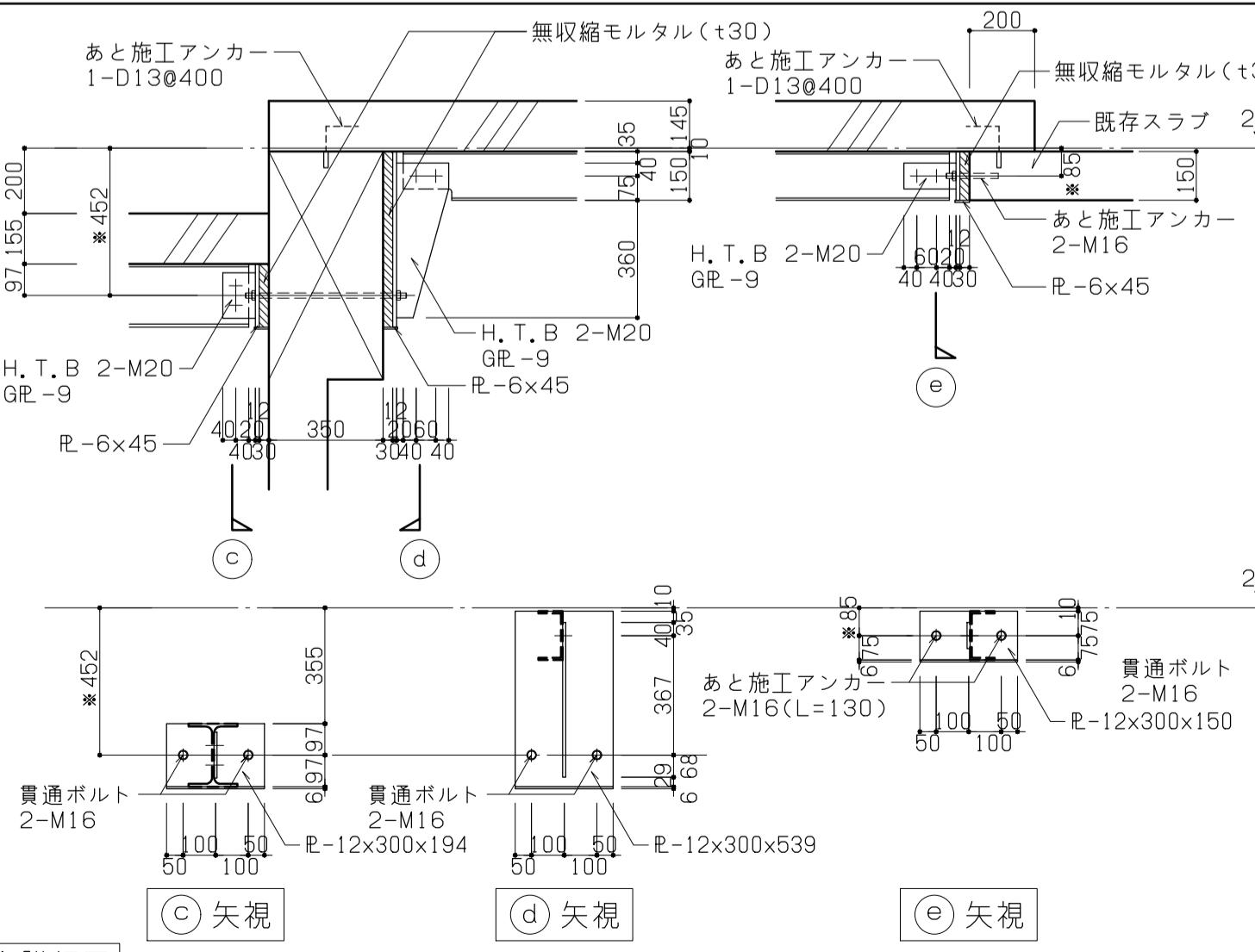
筒柱と片持ち梁の取合要領図



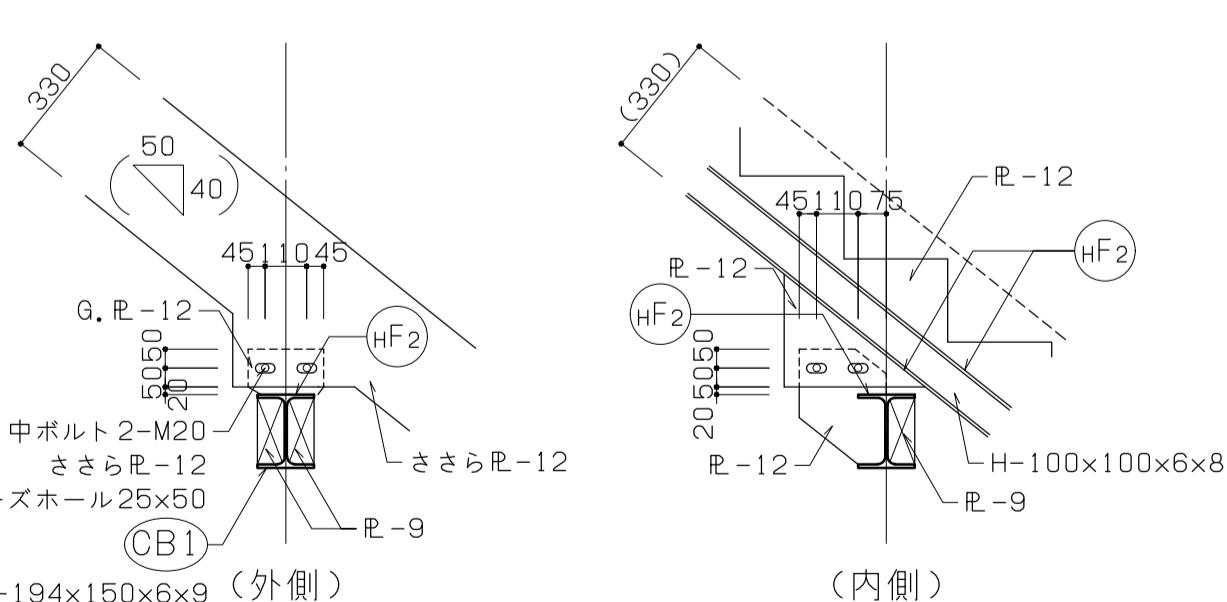
通り芯部パネル支持位置の取合要領図



連絡部取合詳細図



M2柱ECP支持受要領図



外部階段さら受部詳細図

着工	.	.
竣工	.	.
監理	.	.
施工	.	.

J200458A\_458DR-01.DWG 21/06/30 <FNS>SNK0101  
PS A1\_07構造標準(1) 1/20 A1YC

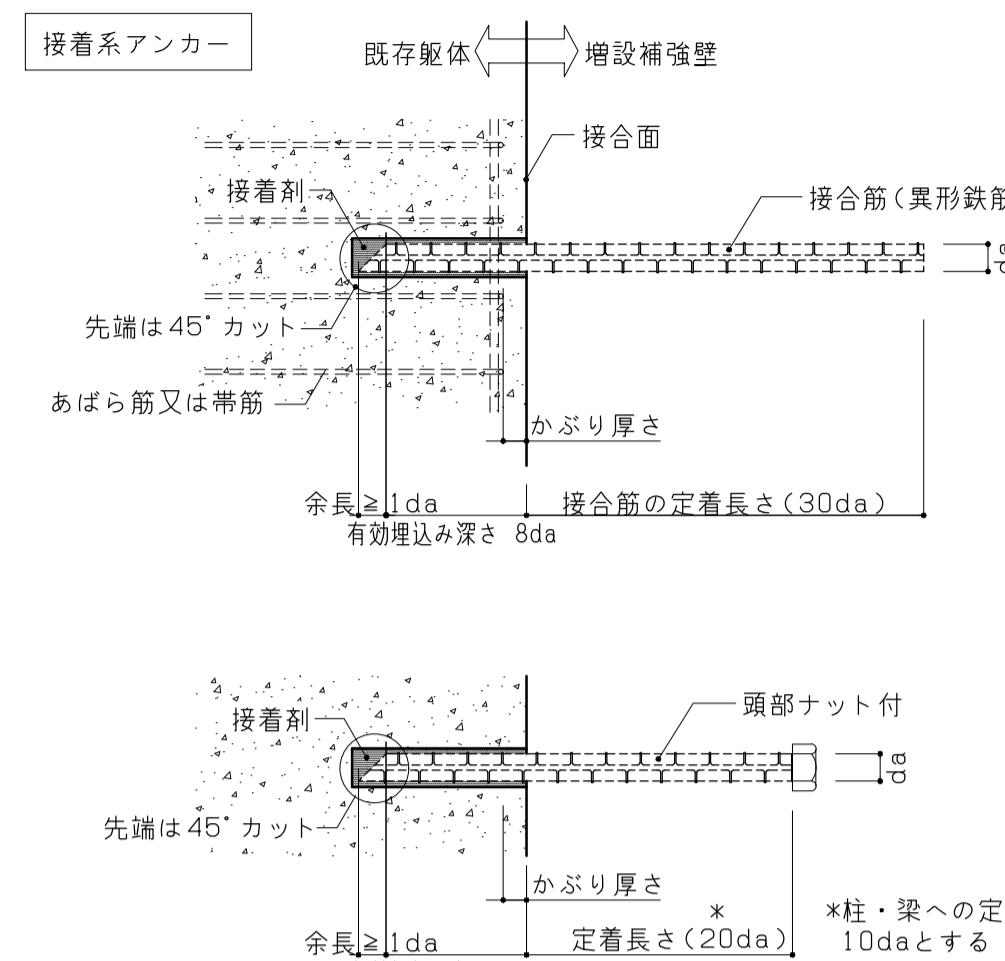
中村 俊一  
吉田 和彦  
林 秀行  
日建設計  
21.08.10

山梨県立中央病院  
本館東側増築工事  
各部詳細図(1)  
No. J - 200458 - A

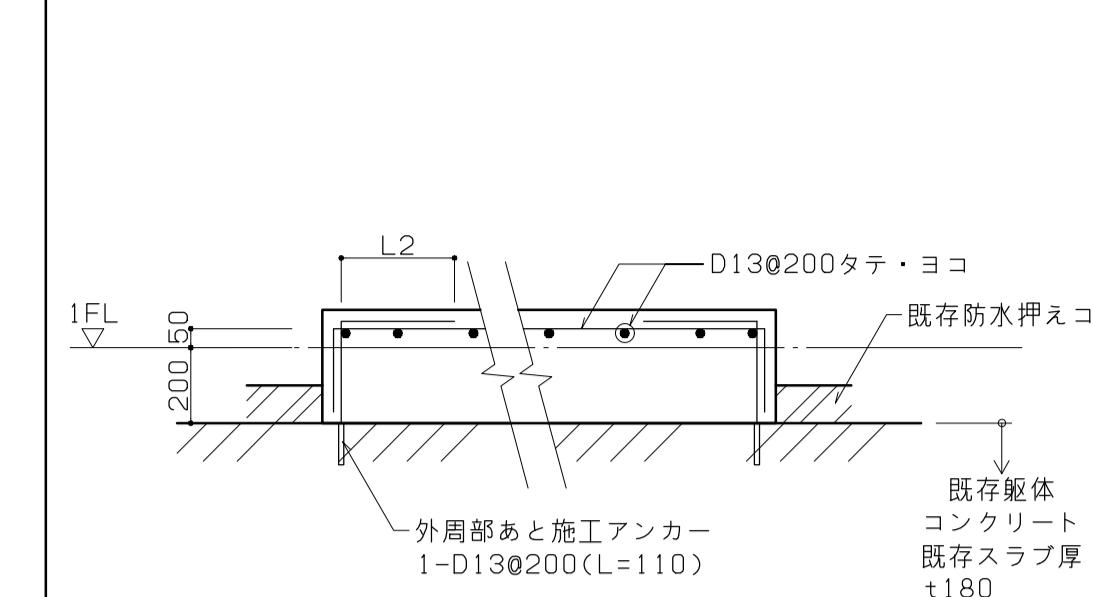
(通し番号 7 )  
2 - 4  
A1=1/20  
A3=1/40

## あと施工アンカーの形状と接合筋

注) 有効埋込み深さは、あら筋又は帯筋外側からかぶり厚さを加えた部分からの寸法とする。

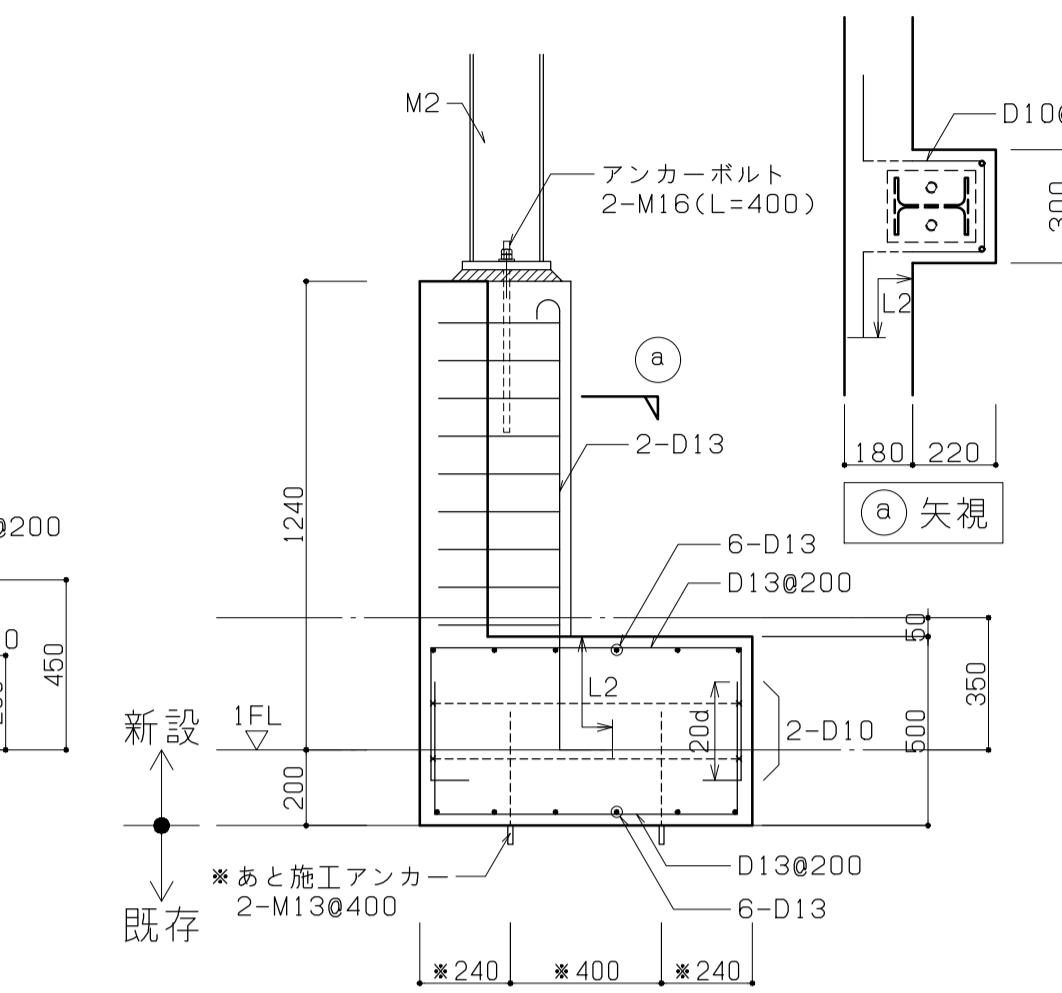
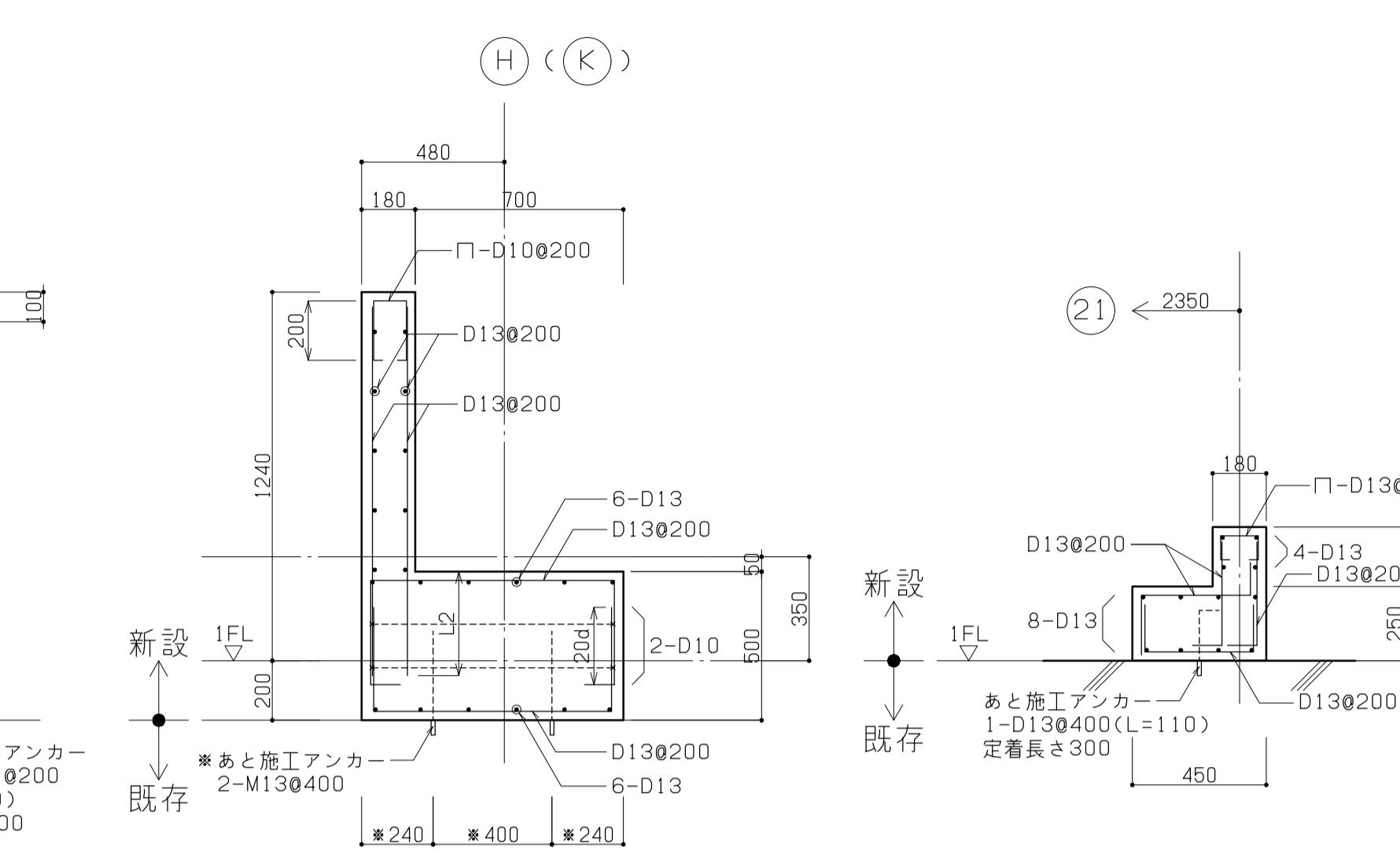
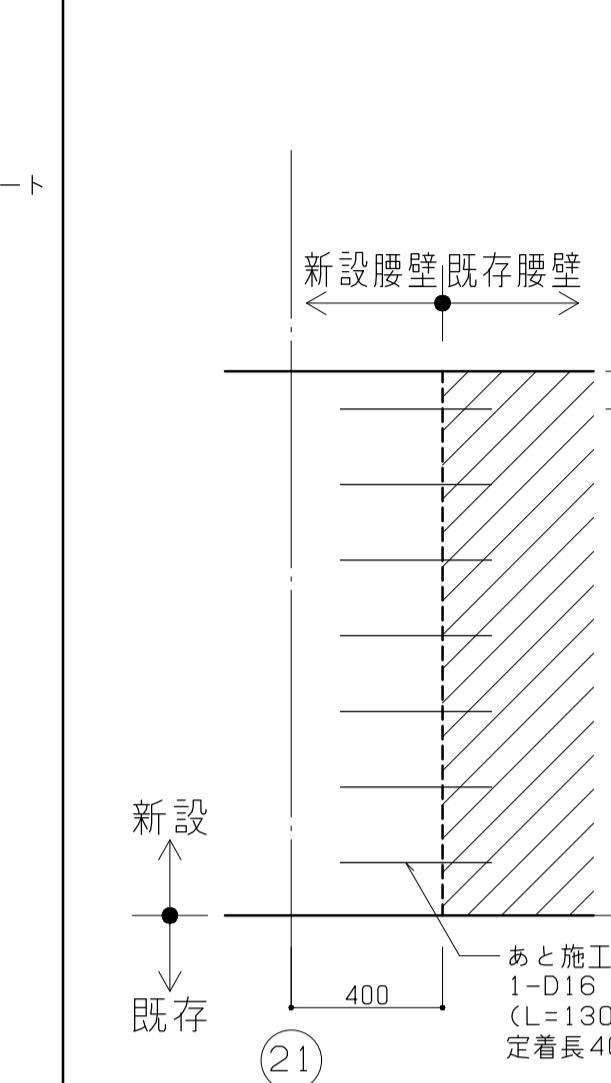


## 機械基礎 配筋要領



## 新設腰壁詳細図

注) 既存スラブ厚はt=180とする。



既存腰壁との取合い要領

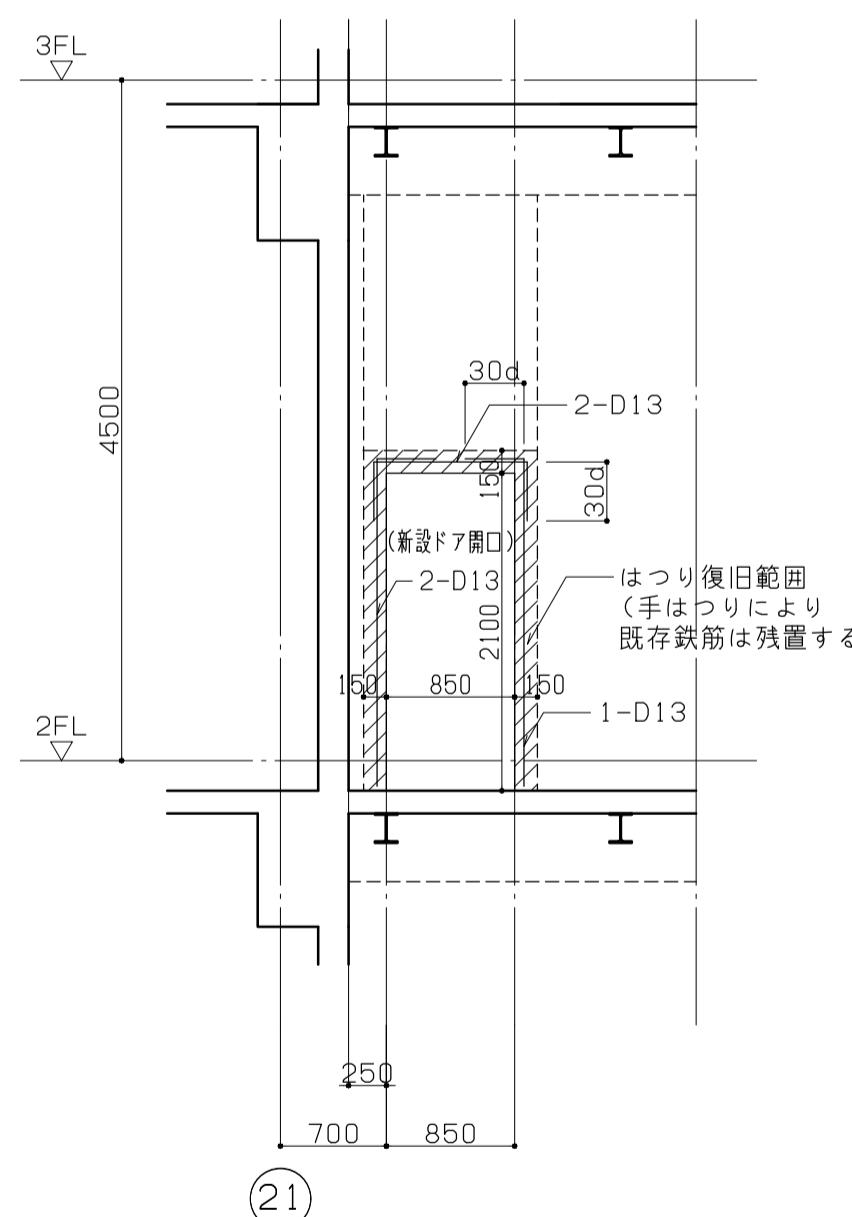
新設腰壁W18設置要領

渡り廊下部立上り壁詳細図

隅柱M2取合部

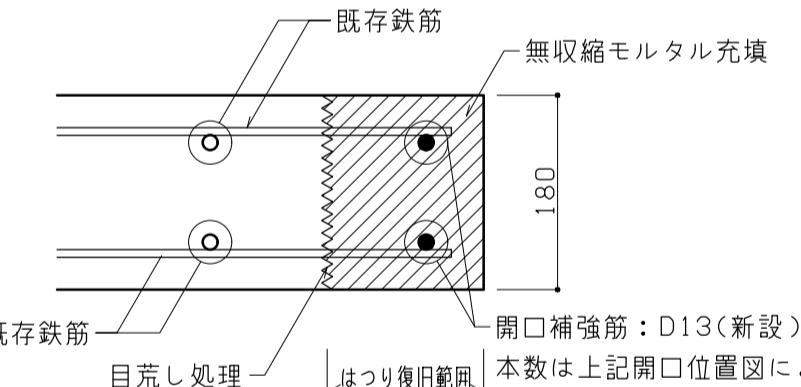
昇降機用壁開口位置図 A1=1/50  
A3=1/100

注) □印部は下図詳細図による。



## RC壁の新設開口(矩形開口)周りの処理

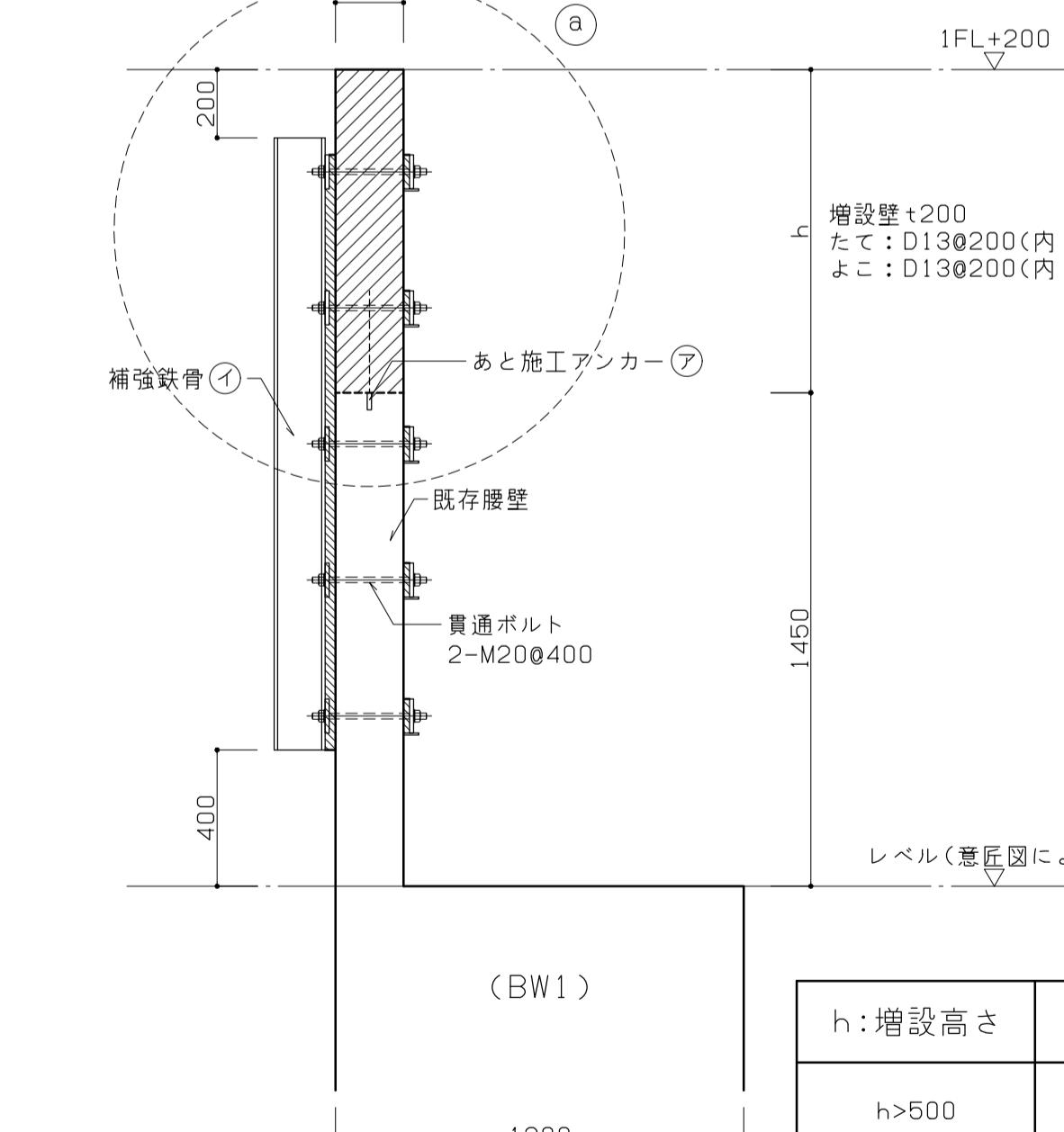
- 必要となる開口寸法に対し、その周囲150mm程度の範囲をはつり(既存鉄筋は残す)、開口補強筋を設けて、無収縮モルタルにて充填打設を行う。



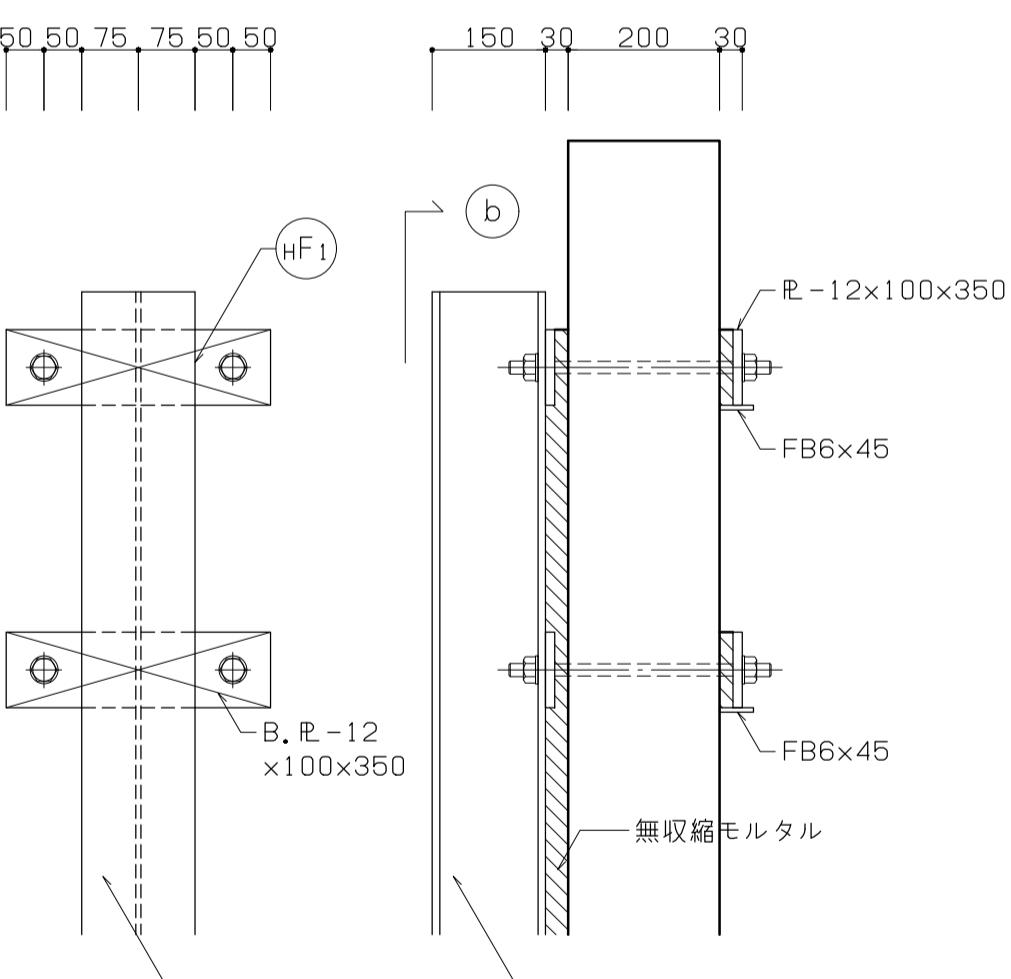
## 既存躯体の壁、スラブに開口を設置する場合

- 対象部位について、事前に既存鉄筋の探査を行い、これと干渉しないよう削孔すること。
- 新規の開口間隔は、芯々で3D以上確保すること。(Dは開口径)

## 外構部擁壁増設要領



h: 増設高さ	Ⓐ	Ⓑ
h>500	1-D19 Ø200 (L=160) 定着長600	H-150x150x7x10 Ø1000
300< h ≤ 500	1-D16 Ø150 (L=130) 定着長500	H-150x150x7x10 Ø1000
h ≤ 300	1-D13 Ø100 (L=110) 定着長400	—



\*貫通ボルト設置にあたり、事前に既存壁鉄筋の探査を行い、これと干渉しないようボルト位置を調整すること。

(a) 部拡大図 A1=1/10  
A3=1/20

日建設計

山梨県立中央病院  
本館東側増築工事(通し番号 8 )  
2 - 5

21.08.10

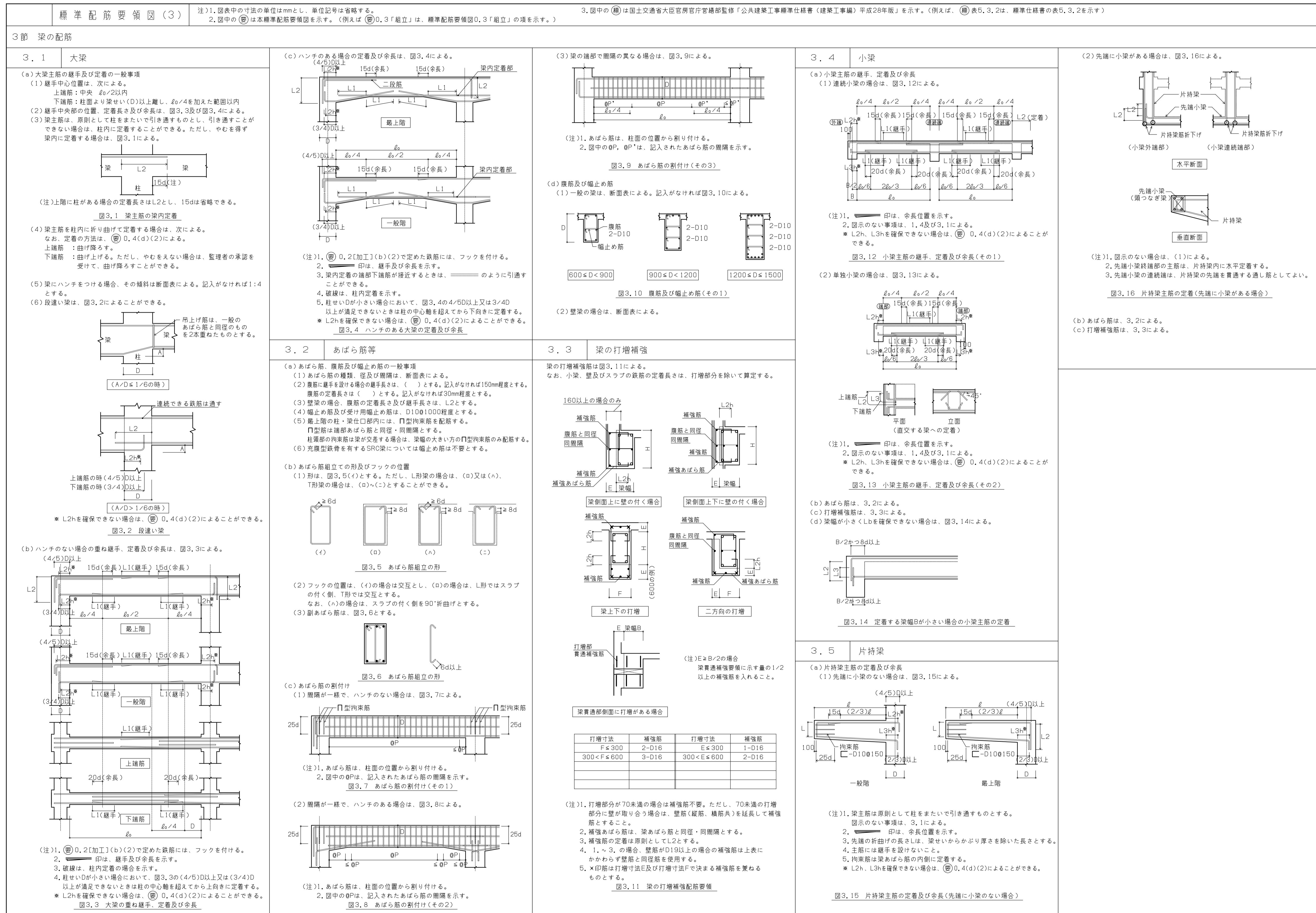
各部詳細図(2)

図示 No. J - 200458-A

標準配筋要領図(1)		注)1. 図表中の寸法の単位はmmとし、単位記号は省略する。 2. 図中の(■)は本標準配筋要領図を示す。(例えば(■)0.3「組立」は、標準配筋要領図0.3「組立」の項を示す。)	
0節 鉄筋の加工および組立			
0.1 一般事項		・組立に関する注意事項 1)コンクリート打込み後の差し筋は行わない。 2)鉄筋の直しは原則として行わない。やむを得ず直しを行う場合は、鉄筋周囲のコンクリートをはつり取り、勾配が1/6以下でできるだけ長い距離で修正する。 3)コンクリートの上に直接設置する仮設物には、防錆処置を施すと共に、当該金物の下には止水処理を施す。 4)鉄筋は、点付け溶接を行わない。また、アーカストライクを起こしてはならない。	
0.2 加工		(a) 鉄筋の切断は、シャーカッター又はのこぎによって行う。 ただし、現場でやむを得ない場合は、ガス切断とすることができる。 (b) 異形鉄筋の末端部には、次の場合にフックを付ける。(下図参照) (1)柱の四隅にある主筋で、重ね継手の場合及び最上階の柱頭にある場合。 (2)梁主筋の重ね継手が、梁の出隅及び下端の両端にある場合。 ただし、基礎梁の一部となる場合を含む。 (3)複数の鉄筋(壁の一部となる場合を含む)。 (4)抗基盤のスチール筋。 (5)帯筋、あら筋及び幅止め筋。 (6)その他本要領図に示す個所。  (1)の説明図 (2)の説明図  (注)印筋はフック付鉄筋とする。 図0.1 異形鉄筋のフック位置	
0.3 組立		(c) 鉄筋の折曲げ内法直径及びその使用個所は、表0.1による。 表0.1 鉄筋の折曲げ形状及び寸法 (■)表5.3.1)	
0.4 継手及び定着		・組立に関する注意事項 1)コンクリート打込み後の差し筋は行わない。 2)鉄筋の直しは原則として行わない。やむを得ず直しを行う場合は、鉄筋周囲のコンクリートをはつり取り、勾配が1/6以下でできるだけ長い距離で修正する。 3)コンクリートの上に直接設置する仮設物には、防錆処置を施すと共に、当該金物の下には止水処理を施す。	
0.5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔		(d) 鉄筋の定着は、次による。 (1) 鉄筋の定着の長さは、表0.5による。 表0.5 鉄筋の定着の長さ (■)表5.3.4)	
0.6 鉄筋の保護		(注)1. La: 柱主筋の柱内け定着の投影定着長さ (基礎梁、片持梁及び片持スラブを含む。) 2. Lb: 小梁及びスラブの梁内折曲げ定着の投影定着長さ (片持小梁及び片持スラブを除く。) 3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。 4. ( ) 内に記入なき場合は、*の値による。 5. その他の鉄筋の継手及び定着は、次による。 (1)溶接金網の継手及び定着は、図0.5による。なお、L1は表0.3に、L2及びL3は表0.5の(注)による。  1. 節半以上、かつ、 150以上 1. 節半以上、かつ、 150以上 鉄筋*定着(スラブの場合) 定着(壁の場合)	
0.7 鉄筋の最小間隔		(d) 鉄筋相互のあきは、図0.8により、次の値のうち最大のもの以上とする。 ただし、特殊な鉄筋継手の場合のあきは、設計図による。(表0.8参照) (1) 直骨材の最大寸法の1.25倍。 (2) 25mm (3) 繋り合う鉄筋の平均径の1.5倍。 鉄筋の最小間隔(P) D あき D Dは、鉄筋の最大外径	
0.8 鉄筋の最小間隔		図0.8 鉄筋相互のあき 表0.8 鉄筋の最小間隔	
0.9 標準的な設計用かぶり厚さ		鉄筋の呼び名 D10* D13* D16* D19* D22 D25 D29 D32 D35 D38 P(mm) 42* 45* 49* 52* 58 66 77 84 93 100 *印は粗骨材最大寸法25mmの場合 (e) SRC造の場合、主筋と平行する鉄骨とのあきは、(d)による。 (f) 貫通孔に接する鉄筋のかぶり厚さは、(c)による。 (g) 標準的な設計用かぶり厚さを図0.9に示す。	
0.10 施工		図0.9 標準的な設計用かぶり厚さ	
0.11 施工			

標準配筋要領図(2)		注1. 図表中の寸法の単位はmmとし、単位記号は省略する。 2. 図中の(要)は本標準配筋要領図を示す。(例えば(要)0.3「組立」は、標準配筋要領図0.3「組立」の項を示す。)																																												
1節 杣・基礎梁及び基礎梁の配筋		3. 図中の(標)は国土交通省大臣官房官房常務監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版」を示す。(例えば、(標)表5.3.2は、標準仕様書の表5.3.2を示す。)																																												
1. 5	基礎梁のあばら筋等	2. 1	柱	2. 2	帶筋	2. 3	柱の打増補強																																							
<p>(a) あばら筋 (1) あばら筋の径及び間隔は、断面表による。 (2) あばら筋組立の形及びフックの位置は、3.2による。ただし、梁の上下端にスラブが付く場合で、かつ、梁せいが1.5m以上の場合は図1.13によることができる。</p> <p>図1.13 あばら筋組立の形及びフックの位置</p> <p>(b) 腹筋及び幅止め筋は、3.2(a)(2)から(4)及び3.2(d)による。 (c) あばら筋の割付けは、3.2(c)による。</p>	<p>(1) 構手及び接合中心位置は、梁上端から500mm以上、1500mm以下、かつ(3/4)h<sub>0</sub> (h<sub>0</sub>は柱の内法高さ)以下とする。 (2) 重ね継手長さはL1とし、定着及び余長は図2.1による。なお、柱頭定着長さはL2以上かつ柱頭かぶり厚さまでとする。柱頭定着長さL2が確保できない場合は柱内に折り曲げL2を確保する。</p> <p>柱主筋の継手及び定着は次による。 (1) 構手及び接合中心位置は、梁上端から500mm以上、1500mm以下、かつ(3/4)h<sub>0</sub> (h<sub>0</sub>は柱の内法高さ)以下とする。 (2) 重ね継手長さはL1とし、定着及び余長は図2.1による。なお、柱頭定着長さはL2以上かつ柱頭かぶり厚さまでとする。柱頭定着長さL2が確保できない場合は柱内に折り曲げL2を確保する。</p>																																													
<p>1. 6 基礎梁の補強</p> <p>(a) 打増し補強筋は、3.3による。 (b) 土間スラブ等の打継ぎ補強筋は、5.3(c)による。 (c) 基礎梁水平ハンチ部の補強要領は図1.14による。 場所打コンクリート杭がある場合は図1.4による。</p> <p>(注)1. この項で扱う基礎梁の水平ハンチとは基礎梁断面表に特記がなく伏図のみに示される水平ハンチをいう。 2. 水平ハンチ部の腹筋及び補強あばら筋はX・Y方向基礎梁の規定鉄筋の大きい方と同径・同間隔とする。 3. L<sub>1</sub>が200以下の場合は補強筋不要。</p> <p>図1.14 基礎梁水平ハンチ部の補強要領</p>	<p>(d) 柱幅が梁幅よりも小さい場合の補強要領は図1.15による。</p> <p>(注)1. (要)0.2[加工](b)(1)で定めた鉄筋には、フックをつける。 2. 隣り合う継手の位置は(要)0.5[隣り合う継手の位置]による。 3. 継手、定着は、すべての階に適用できる。 4. 柱補助筋の継手長さは150とする。</p> <p>図2.1 柱主筋の継手、定着及び余長</p>																																													
<p>(3) 柱主筋は原則として等間隔に配筋する。ただし、主筋の隅寄せは柱断面表に表示のある場合のみとし、図2.2による。</p> <p>柱主筋の隅寄せ</p>	<p>(3) 柱主筋は原則として等間隔に配筋する。ただし、主筋の隅寄せは柱断面表に表示のある場合のみとし、図2.2による。</p> <p>図2.3 帯筋組立の形</p>																																													
<p>(注)1. X, Y両方向の梁幅×柱幅に適用する。 2. 柱を梁に定着する考え方とする。柱筋の定着は2.1による。 3. あばら筋は、X方向梁幅とY方向梁幅の大きい方を優先させる。 4. 梁内の柱帶筋は、不要。ただし、隅柱、側柱には補強筋(ロ)を帶筋と同径とし、1.5倍間隔に入れる。柱幅内のあはら筋間隔は、規定のあはら筋間隔の1.5倍とする。 5. 補強筋(イ)は、同方向側梁あばら筋と同径・同間隔とする。</p> <p>図1.15 柱幅が梁幅よりも小さい場合の補強要領</p>	<p>(注)1. あはら筋の径及び間隔は、断面表による。 (2) あはら筋組立の形及びフックの位置は、3.2による。ただし、梁の上下端にスラブが付く場合で、かつ、梁せいが1.5m以上の場合は図1.13によることができる。</p> <p>図2.4 帯筋の割付け</p>																																													
<p>(注)1. (要)0.2[加工](b)(1)で定めた鉄筋には、フックをつける。 2. 隣り合う継手の位置は(要)0.5[隣り合う継手の位置]による。 3. 継手、定着は、すべての階に適用できる。 4. 柱補助筋の継手長さは150とする。</p> <p>図2.1 柱主筋の継手、定着及び余長</p>	<p>(注)1. 標準のない事項については、一般的の場合に同じ。 2. 柱に取り付く梁に段差がある場合、帯筋の間隔を0.1.5P1又は0.1.5P2とする範囲は、その柱に取り付くすべての梁を考慮して適用する。 なお、0P1, 0P2は、設計図に記入された帯筋の間隔を示す。 3. 0.1.5P1又は0.1.5P2とする範囲において、帯筋比が0.2%以上確保されていない場合は、0.2%以上の間隔で割り付ける。</p> <p>図2.5 SRC柱の配筋要領</p>																																													
<p>施工</p>	<table border="1"> <tr> <td>本標準配筋要領図に使用される記号</td> <td>B</td><td>リストに示す梁幅</td> <td>L2</td><td>一般鉄筋の定着長さ</td> <td>W</td><td>屋根・床スラブの開口(長辺方向)の大きさ</td> <td>ℓ</td><td>梁のスパン、片持ちスラブのスパン</td> </tr> <tr> <td>施工</td> <td>D</td><td>リストに示す柱幅</td> <td>L3</td><td>小梁、スラブの下達筋の定着長さ</td> <td>d</td><td>鉄筋の呼び名に用いた数値</td> <td>ℓ₀</td><td>梁の内法スパン</td> </tr> <tr> <td>監理</td> <td>E,F</td><td>柱梁の打増寸法</td> <td>L1h</td><td>フックあり継手及び定着長さ</td> <td>h</td><td>階高</td> <td>ℓ₀xℓy</td><td>長方形スラブの短辺有効スパン</td> </tr> <tr> <td>施工</td> <td>H</td><td>リストに示す梁せい</td> <td>L2h,L3h</td><td>フックあり定着長さ</td> <td>ho</td><td>柱の内法高さ</td> <td>t</td><td>リストに示すスラブ又は壁厚さ</td> </tr> <tr> <td>施工</td> <td>L1</td><td>一般鉄筋の継手及び特殊な場合の定着</td> <td>P</td><td>壁開口(円孔)の大きさ</td> <td></td><td></td> <td></td><td></td> </tr> </table>	本標準配筋要領図に使用される記号	B	リストに示す梁幅	L2	一般鉄筋の定着長さ	W	屋根・床スラブの開口(長辺方向)の大きさ	ℓ	梁のスパン、片持ちスラブのスパン	施工	D	リストに示す柱幅	L3	小梁、スラブの下達筋の定着長さ	d	鉄筋の呼び名に用いた数値	ℓ₀	梁の内法スパン	監理	E,F	柱梁の打増寸法	L1h	フックあり継手及び定着長さ	h	階高	ℓ₀xℓy	長方形スラブの短辺有効スパン	施工	H	リストに示す梁せい	L2h,L3h	フックあり定着長さ	ho	柱の内法高さ	t	リストに示すスラブ又は壁厚さ	施工	L1	一般鉄筋の継手及び特殊な場合の定着	P	壁開口(円孔)の大きさ				
本標準配筋要領図に使用される記号	B	リストに示す梁幅	L2	一般鉄筋の定着長さ	W	屋根・床スラブの開口(長辺方向)の大きさ	ℓ	梁のスパン、片持ちスラブのスパン																																						
施工	D	リストに示す柱幅	L3	小梁、スラブの下達筋の定着長さ	d	鉄筋の呼び名に用いた数値	ℓ₀	梁の内法スパン																																						
監理	E,F	柱梁の打増寸法	L1h	フックあり継手及び定着長さ	h	階高	ℓ₀xℓy	長方形スラブの短辺有効スパン																																						
施工	H	リストに示す梁せい	L2h,L3h	フックあり定着長さ	ho	柱の内法高さ	t	リストに示すスラブ又は壁厚さ																																						
施工	L1	一般鉄筋の継手及び特殊な場合の定着	P	壁開口(円孔)の大きさ																																										

着工	竣工	監理	施工	中村 俊一 吉田 和彦 林 秀行	一級建築士 一級建築士 一級建築士	日建設計	山梨県立中央病院 本館東側増築工事	(構) (通し番号 10) 3 - 2
							21.08.10	No. J-200458-A



着工	...	...	本標準配筋要領図に使用される記号
竣工	...	B リストに示す梁幅	L2 一般鉄筋の定着長さ
監理	...	D リストに示す柱幅	L3 小梁、スラブの下端筋の定着長さ
施工	...	E,F 柱梁の打増寸法	W 屋根・床スラブの開口(長辺方向)の大きさ
		H リストに示す梁せい	d 鉄筋の呼び名に用いた数値
		L1 一般鉄筋の継手及び特殊な場合の定着	ho 柱の内法高さ
		P 壁開口(円孔)の大きさ	dx,dy 長方形スラブの短辺有効スパン
			t リストに示すスラブ又は壁厚さ

中村 俊一 吉田 和彦 林 秀行	一級建築士 一級建築士 一級建築士	日建設計	山梨県立中央病院 本館東側増築工事	構 (通し番号 11) 3 - 3
21.08.10			標準配筋要領図(3)	No. J-200458-A

**標準配筋要領図(4)**

注)1. 図表中の寸法の単位はmmとし、単位記号は省略する。  
2. 図中の(●)は本標準配筋要領図を示す。(例えば(●)0.3「組立」は、標準配筋要領図0.3「組立」の項を示す。)

3. 図中の(●)は国土交通省大臣官房官庁常務監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版」を示す。(例えば、(●)表5.3.2は、標準仕様書の表5.3.2を示す。)

**4節 壁、その他の配筋**

**4. 1 壁**

(a) 一般壁  
 (1) 壁配筋の重ね継手はL1、定着の長さはL2とする。  
 (2) 壁符号の頭にEW記号のつく壁は耐震壁扱いとする。  
 (3) 重ね継手及び定着の長さが取れない場合は、監理者と協議する。  
 (4) 幅止付筋は、縦横ともD10 Ø1000程度とする。  
 (5) 一般部壁の配筋は、図4.1による。

(注)図中のØPは、壁断面表に記入された壁筋の間隔を示す。

図4.1 壁の配筋

(6) 壁筋の継手位置は図4.2の斜線部分の範囲とする。

(注)図中のØPは、壁断面表に記入された壁筋の間隔を示す。

図4.2 壁筋の継手位置

(7) 壁筋の定着要領は図4.3による。

(注)1. 梁及び柱主筋の外側に定着される場合は150折り込む。(※印)  
 2. スラブの下側に壁が付く場合も適用する。  
 3. 地下外壁は図4.6も参照のこと。

図4.3 壁筋の定着

**4. 2 壁の補強**

(a) 壁開口部の補強  
 (1) 壁開口部の補強筋は壁断面表による。  
 壁の開口補強要領は図4.7及び図4.8による。

(注)1. ダブル配筋の場合は、1mに1箇所以上D10筋にて内外筋を連結する。  
 2. 壁筋がD10のみの場合は、縦筋のみ5本毎にD13を入れる。

図4.4 壁の配筋要領

(c) 壁の交差部及び端部の配筋は図4.5による。

(注)1. 壁厚200以下の壁開口に適用する。  
 2. 開口最大寸法が200以下の場合は補強筋不要。  
 3. a寸法が100以下の場合は補強筋不要。  
 4. 補強筋は壁断面表による。  
 5. 補強筋は規定配筋以外に入れる。  
 6. 開口ピッチは、3×(隣接する開口寸法の平均)以上を原則とする。  
 7. 開口高さが階高の0.4倍を超える場合、縦補強筋は梁内にL2定着する。

図4.7 壁の開口補強要領(鉄筋格子の場合)

**4. 3 パラベット**

パラベットの配筋は図4.12による。

図4.12 パラベットの配筋

**4. 4 壁の打増補強配筋**

壁の打増補強配筋は、図4.11により、打増厚aが50以上、かつ、200以下の場合に適用する。200を超える場合は、記入による。

図4.11 壁の打増補強要領

**4. 5 壁の設備開口補強要領**

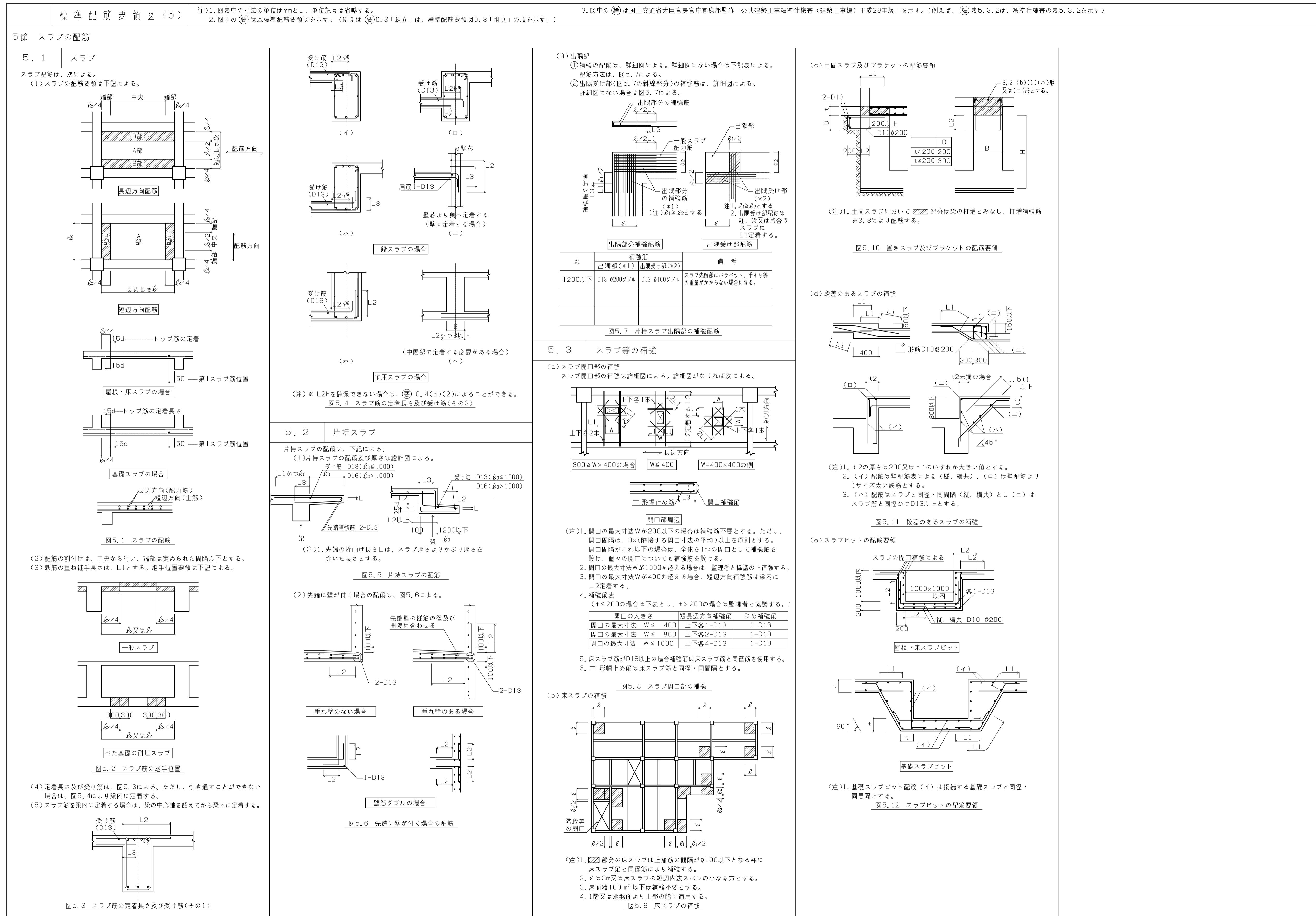
(1) 壁の設備開口補強要領は図4.9による。

(2) 設備開口の補強要領は図4.9による。

(注)1.  $l_0 \cdot h_0$ 寸法を開口寸法とし、補強筋は壁断面表による。  
 ただし壁厚200以下の場合は、鉄筋格子による補強とせず壁断面表に示す横・縦筋強度を50%増加する。  
 2. b寸法500以上の場合は別開口として、個別に開口補強を行う。  
 b寸法500未満の場合は、必要なばかりを確保の上、規定の壁筋と同径筋をØ150以下で配筋する。  
 3. (●)印部分は規定の壁配筋を行う。  
 4. 补強筋の定着要領は図4.7及び図4.8による。

図4.9 壁の設備開口補強要領

着工	竣工	監理	施工	本標準配筋要領図に使用される記号	中村 俊一 一級建築士	吉田 和彦 一級建築士	林 秀行 一級建築士	日建設計	山梨県立中央病院 本館東側増築工事	構 (通し番号 12) 3 - 4
.	.	.	.	B リストに示す梁幅 D リストに示す柱幅 E,F 柱筋の打増寸法 H リストに示す梁せい L1 一般鉄筋の継手及び特殊な場合の定着	L2 一般鉄筋の定着長さ L3 小梁、スラブの下達筋の定着長さ L1h フックあり継手及び定着長さ L2h,L3h フックあり定着長さ P 壁開口(円孔)の大きさ	W 屋根・床スラブの開口(長辺方向)の大きさ d 鉄筋の呼び名に用いた数値 h 階高 $\varnothing x \varnothing y$ 長方形スラブの短辺有効スパン	øo 梁の内法スパン $\varnothing x \varnothing y$ 柱の内法高さ t リストに示すスラブ又は壁厚さ	21.08.10	標準配筋要領図(4)	No. J-200458-A



着工	竣工	監理	施工	本標準配筋要領図に使用されるる記号
.	.	.	.	B リストに示す梁幅 D リストに示す柱幅 E,F 柱栄の打増寸法 H リストに示す梁せい L1 一般鉄筋の選手及び特殊な場合の定着
.	.	.	.	L2 一般鉄筋の定着長さ L3 小梁、スラブの下達筋の定着長さ L1h フックあり継手及び定着長さ L2h,L3h フックあり定着長さ P 壁開口(円孔)の大きさ
.	.	.	.	W 屋根・床スラブの開口(長辺方向)の大きさ d 鉄筋の呼び名に用いた数値 ho 柱の内法高さ t リストに示すスラブ又は壁厚さ
.	.	.	.	l 装のスパン、片持ちスラブのスパン dx,dy 長方形スラブの短辺有効スパン

中村 俊一  
吉田 和彦  
林 秀行  
一級建築士  
一級建築士  
一級建築士

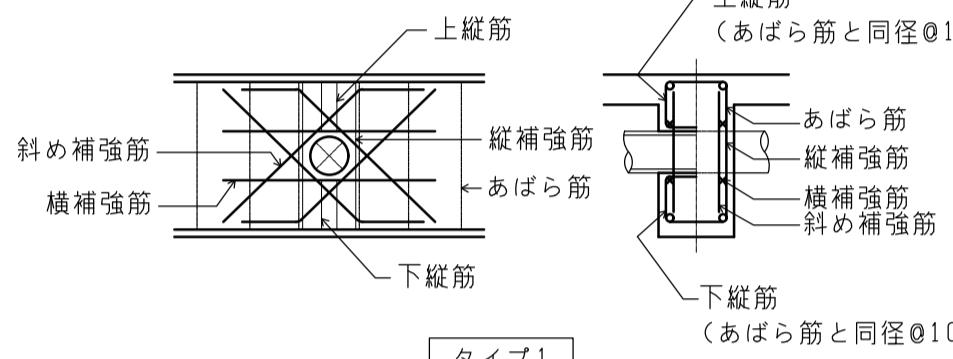
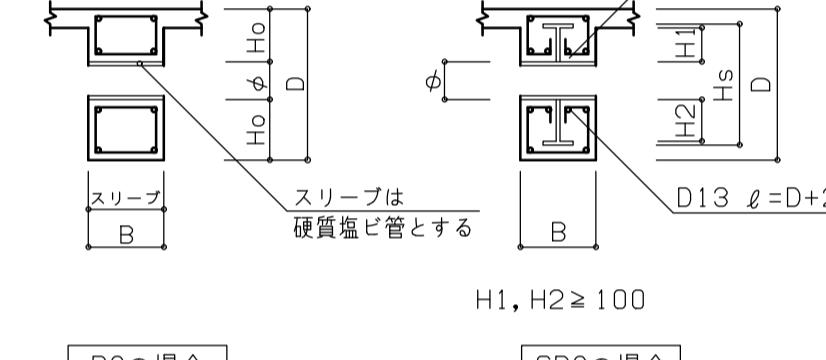
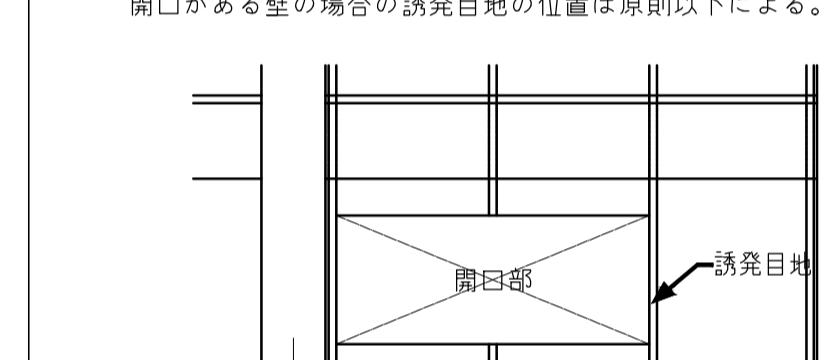
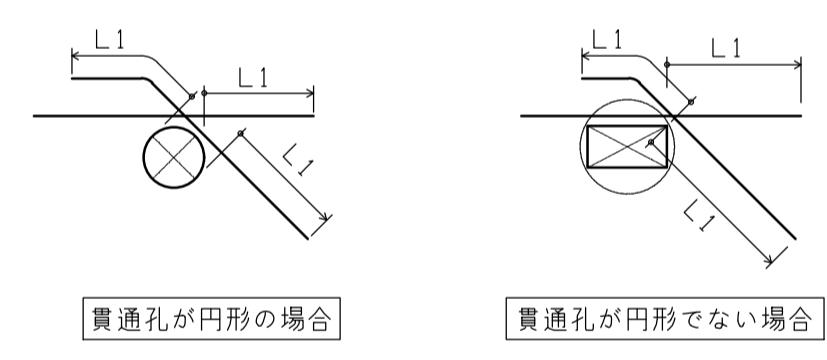
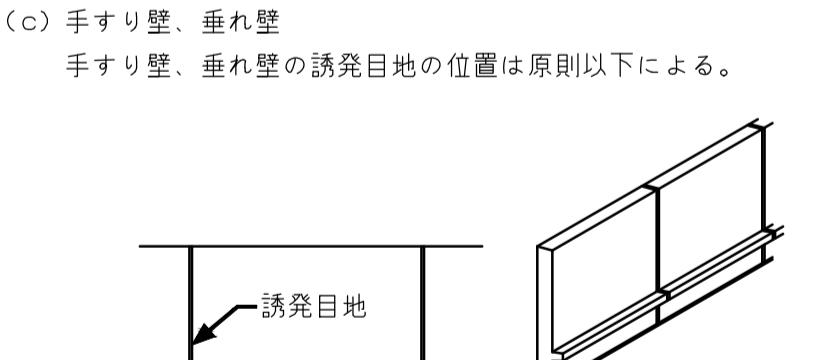
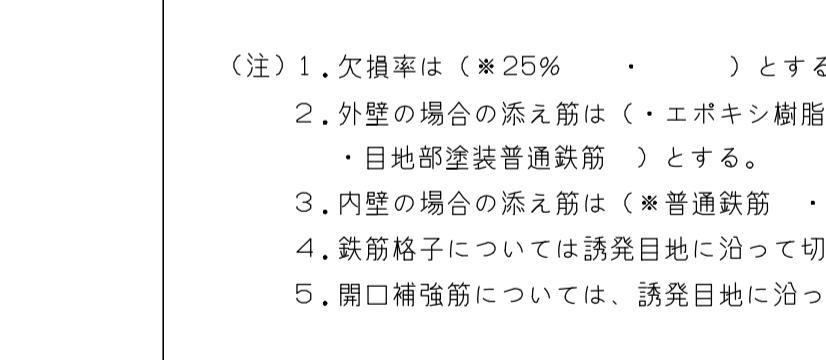
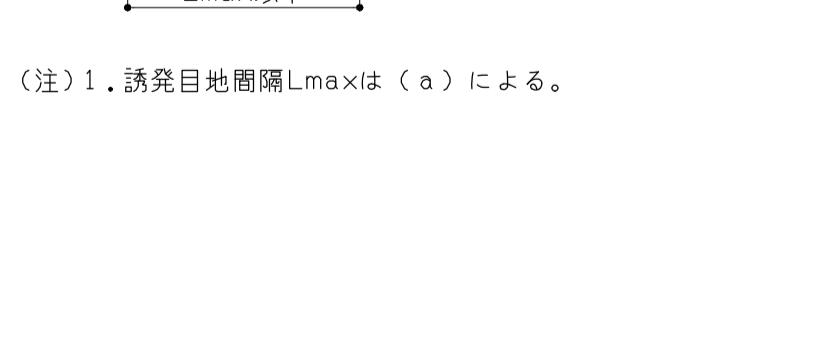
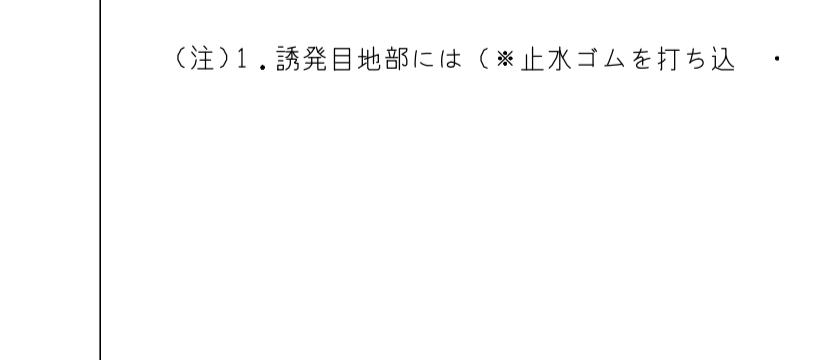
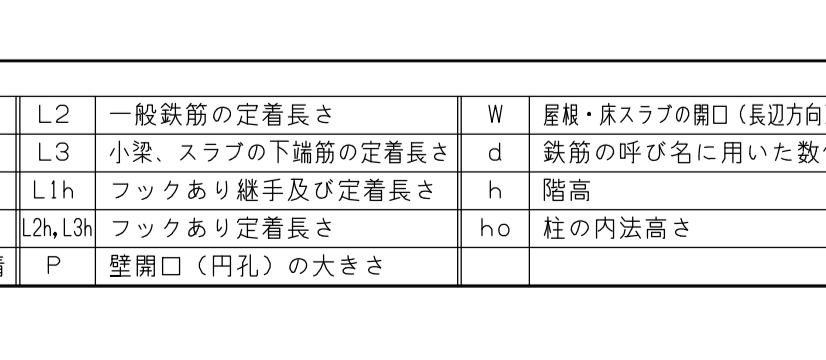
日建設計

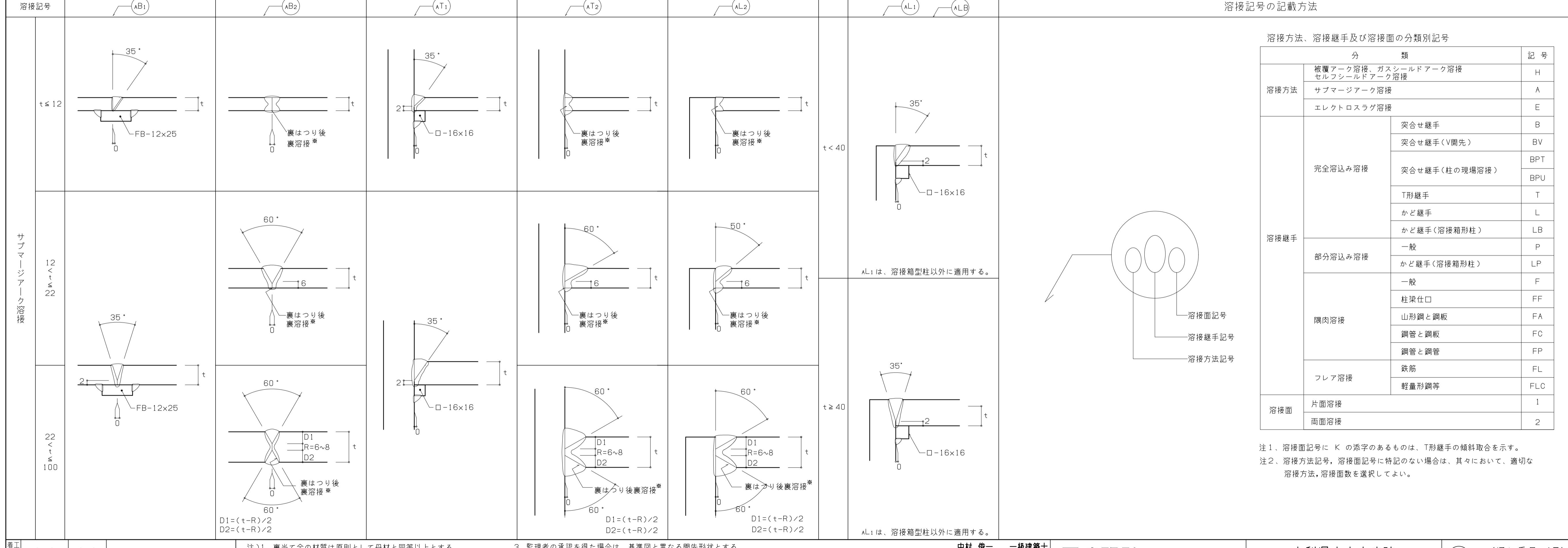
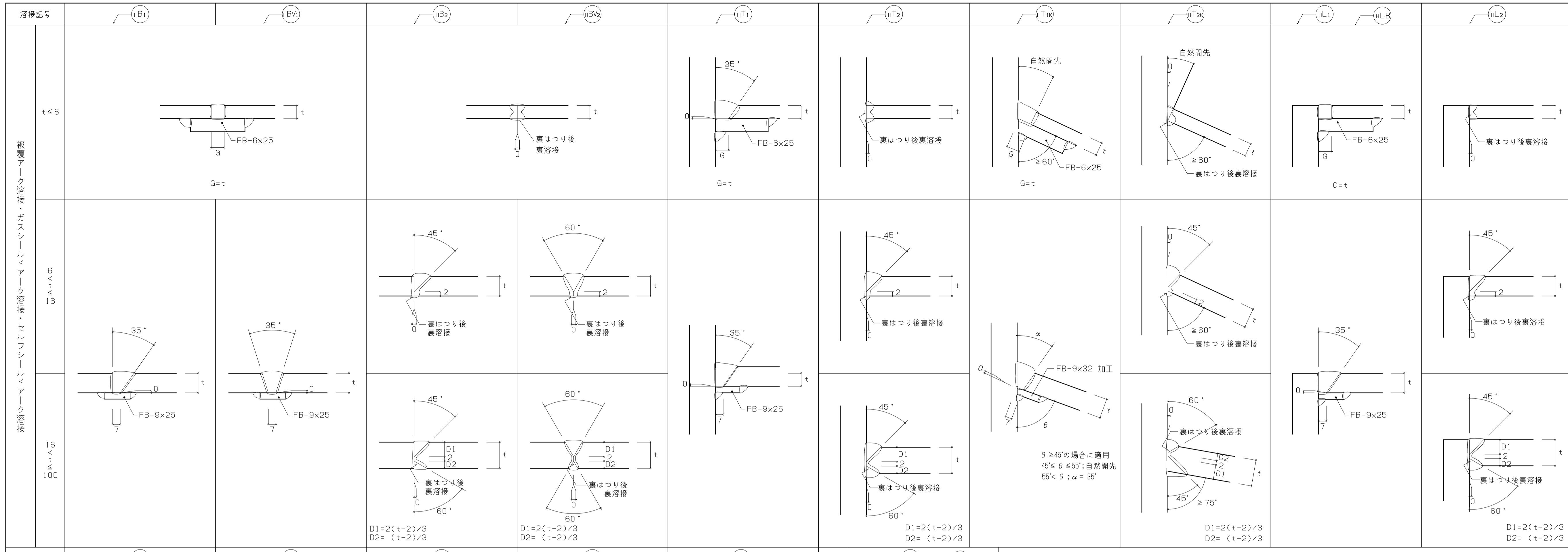
山梨県立中央病院  
本館東側増築工事

21.08.10

標準配筋要領図(5)

No. J-200458-A

標準配筋要領図(6)		注)1. 図表中の寸法の単位はmmとし、単位記号は省略する。 2. 図中の(●)は本標準配筋要領図を示す。(例えば(●)0.3「組立」は、標準配筋要領図0.3「組立」の項を示す。)															
7節 梁貫通孔その他の配筋		ひび割れ対策要領図		注)1. ●印の付いたものを適用する。この場合※印があってもそれは適用しない。ただし、●印のない場合※印の付いたものを適用する。													
7.1	梁貫通孔	1. 誘発目地						2. ひび割れ補強									
① 梁貫通孔は、次による。 (1) 梁貫通孔補強筋の名称等は、図7.1による。 (2) 孔の径及び間隔は、以下による。孔が円形でない場合はこれの外接円とする。 1. 貫通孔径は、 (RCの場合) 大梁φ D/5 小梁φ D/4 (SRCの場合) φ D/3かつ 鉄骨せい Hs/2 とし、設計図に示されない個所については監理者の指示に従う。 2. 貫通孔の中心間隔は、 (RCの場合) 4×(隣接する貫通孔径の平均) かつ 500以上 (SRCの場合) 3×(隣接する貫通孔径の平均) かつ 500以上を原則とする。 3. 孔の上下方向の位置の限度は、 (RCの場合) Ho ≥ 250 (SRCの場合) Ho ≥ 250 かつ H1, H2 ≥ 100を満たすこと。 4. 孔の中心位置の限度は、柱及び直交する梁(小梁)の面から、原則として1.2D(●)は梁せい)以上離す。 5. 縦筋及び上下縦筋は、あばら筋の形に配筋する。(●100) 6. 补強筋は主筋の内側とする。やむを得ない場合は、監理者の承認を受けて外側とすることができます。また、鉄筋の定着長さは、図7.3による。 7. 孔の径が100mm以下のものは、補強を省略することができる。		1.1 誘発目地位置		1.2 耐震壁(EW)誘発目地詳細		2.1 端部スパン補強筋											
 <p>図7.1 梁貫通孔補強筋の名称等</p>		 <p>図7.2 孔の上下方向の位置の限度</p>				 <p>図7.3 补強筋の定着長さ</p>											
(b) 梁貫通孔の補強形式は表7.1による。 (1) 表7.1の標準補強は前記7.1(a)の条件のもとで算定したものであり、現場施工に当たってはシャースパン比L/2dを考慮し、終局耐力計算書を作成のうえ監理者の承認を得ること。 (2) あら筋がD16以上の時は、縦補強筋をあら筋と同径とする。 (3) 防火区画に位置する貫通スリーブは鋼管(STK400)とする。 (4) RC用スリーブは硬質塗装とする。 (5) 上記の他、貫通孔の水処理は設備工事施工管理要領による。 (6) 基礎梁用の欄にない貫通孔径の補強筋は大梁用と同じとする。 (7) 土に接する梁の貫通孔スリーブはステンレス製(つば付)とする。 (8) 縦補強筋の一巻とは、梁断面表示に示すあら筋形状を一巻みなす。 (9) 既製の補強筋を用いる場合には、監理者の承認を得ること。ただし、孔径が200mmを超える場合は上縦筋および下縦筋を省略しないこと。		<p>3. 図中の(●)は国土交通省大臣官房官庁常務監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版」を示す。(例えば、(●)表5.3.2は、標準仕様書の表5.3.2を示す。)</p> <p>注)1. ●印の付いたものを適用する。この場合※印があってもそれは適用しない。ただし、●印のない場合※印の付いたものを適用する。</p>						<p>2.2 外壁大梁の腹筋補強</p> <p>外壁大梁の外壁側腹筋補強(※行わない。・行う。) 補強を行う場合の腹筋は(※断面表の腹筋をØ200とする。) 補強を行う場合の腹筋の定着長さはL2、重ね長さはL1とする。</p>									
 <p>図7.1 誘発目地間隔Lmaxは(a)による。</p>		<p>1.3 非耐力壁の誘発目地詳細</p> <p>目地部の詳細は原則以下とする。</p>						 <p>1.4 地下外壁の誘発目地</p> <p>コンクリート打継部以外の地下外壁には誘発目地は(※設けない。・設ける。)地下外壁のコンクリート打継部には誘発目地を設ける。</p>									
 <p>図7.1 誘発目地間隔Lmaxは(a)による。</p>		<p>1. 欠損材を使用する場合 目地部に欠損材を使用する詳細は原則以下のどちらか、又は同等の方法とする。</p> <p>2. 開口がある壁 開口がある壁の誘発目地の位置は原則以下による。</p>						<p>中村俊一 一級建築士 吉田和彦 一級建築士 林秀行 一級建築士</p> <p>日建設計</p> <p>山梨県立中央病院 本館東側増築工事</p> <p>構(通し番号14) 3-6</p> <p>21.08.10</p> <p>標準配筋要領図(6)</p> <p>No. J-200458-A</p>									
着工	竣工	監理	施工	本標準配筋要領図に使用される記号						18.01.18 RC・PC研究会 作成							
B	D	E,F	H	L1	L2	L3	W	l	ø	dx,dy							
リストに示す梁幅	リストに示す柱幅	柱架の打増寸法	リストに示す梁せい	一般鉄筋の定着長さ	一般鉄筋の定着長さ	小梁、スラブの下達筋の定着長さ	屋根・床スラブの間口(長辺方向)の大きさ	鉄筋の呼び名に用いた数値	梁のスパン、片持ちスラブのスパン	100程度							
				L1h	L1h	d	h	ø	梁の内法スパン								
				フックあり延長及び定着長さ	柱の内法高さ			dx,dy	長方形スラブの短辺有効スパン								
				L2h,L3h	ho												
				フックあり定着長さ	柱の内法高さ												
				L1	L1												
				一般鉄筋の延長及び特殊な場合の定着	壁開口(円孔)の大きさ												



溶接方法、溶接継手及び溶接面の分類別記号

分類		記号
溶接方法	被覆アーケ溶接、ガスシールドアーケ溶接 セルフシールドアーケ溶接	H
	サブマージアーケ溶接	A
	エレクトロスラグ溶接	E
溶接継手	突合せ継手	B
	突合せ継手(V開先)	BV
	完全溶込み溶接	BPT
	突合せ継手(柱の現場溶接)	BPU
T形継手	T形継手	T
	かど継手	L
	かど継手(溶接箱形柱)	LB
部分溶込み溶接	一般	P
	かど継手(溶接箱形柱)	LP
隅内溶接	一般	F
	柱梁仕口	FF
	山形鋼と鋼板	FA
フレア溶接	鋼管と鋼板	FC
	鋼管と鋼管	FP
	鉄筋	FL
溶接面	軽量形鋼等	FLC
	片面溶接	1
	両面溶接	2

注1. 溶接面記号に K の添字のあるものは、T形継手の傾斜取合を示す。

注2. 溶接方法記号、溶接面記号に特記のない場合は、其々において、適切な溶接方法、溶接面数を選択してよい。

着工 . . . . .  
 竣工 . . . . .  
 監理 . . . . .  
 施工 . . . . .

J200458A 468SDW-01 DWG 21/05/20 <FNS>SNK0131  
 PS A3\_07構造標準(1) 1/1 A1YFPC

注1. 裏当て金の材質は原則として母材と同等以上とする。  
 ただし、母材材質が520N級以上の場合は、監理者と協議の上、  
 490N級とすることが出来る。また、板厚・サイズは参考とする。  
 2. サブマージアーケ溶接にて完全溶込み溶接を片面溶接とする場合、  
 完全な溶込みが得られたことが確認できる場合は、監理者の承認  
 を得て、裏はつり(\*印)を省略することができる。

3. 監理者の承認を得た場合は、基準図と異なる開先形状とする  
 ことが出来る。

4. 余盛高さは、特記なき限り JASS6 による。

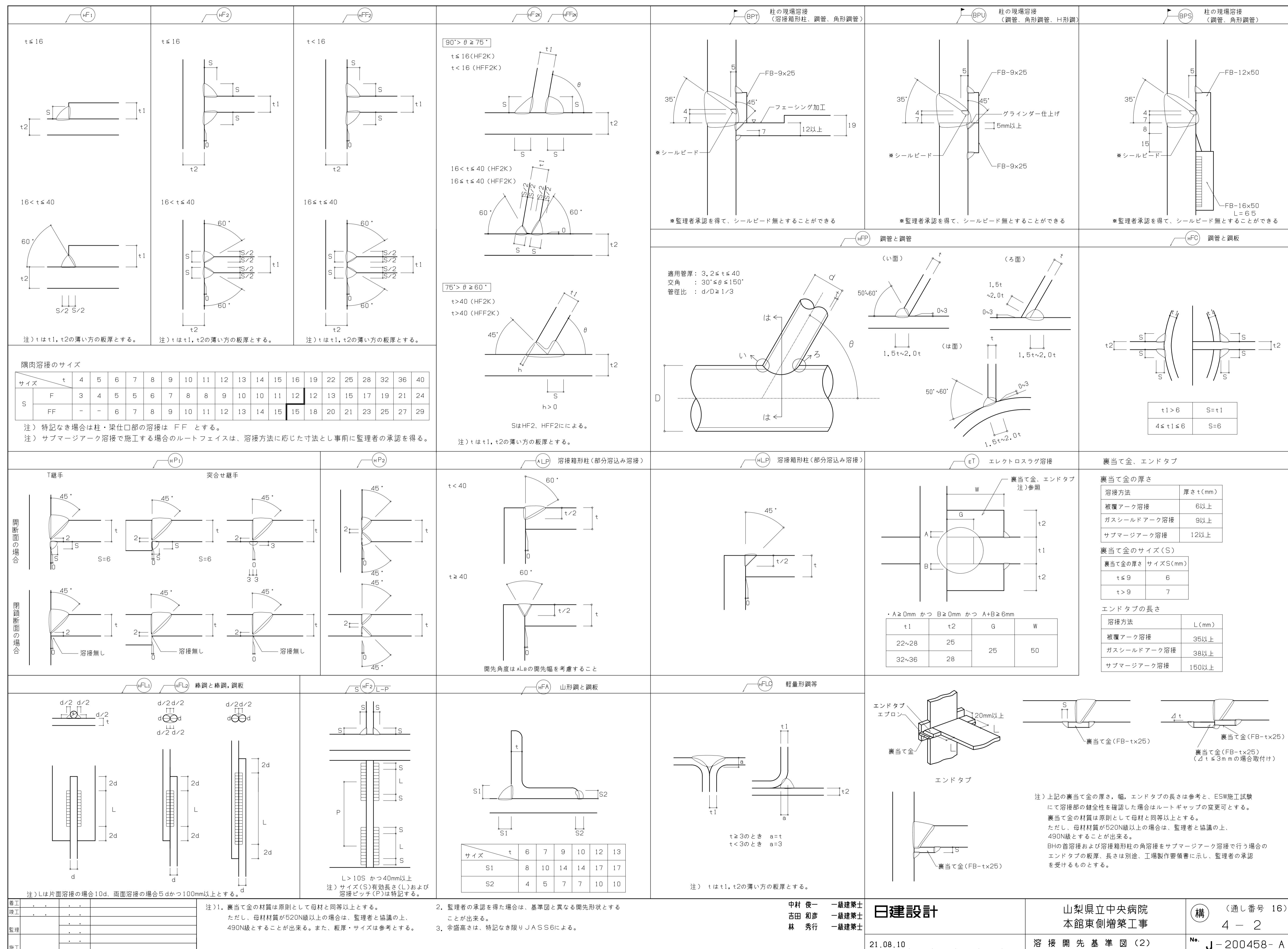
中村 俊一  
 一級建築士  
 吉田 和彦  
 一級建築士  
 林 秀行  
 一級建築士

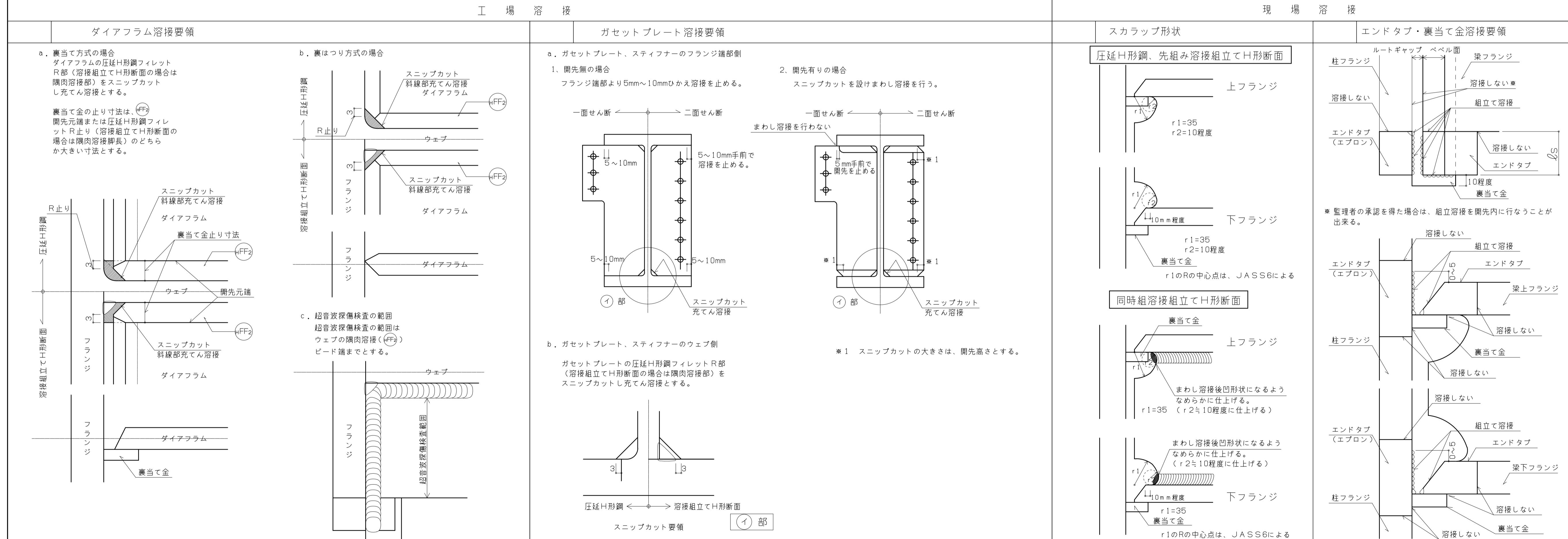
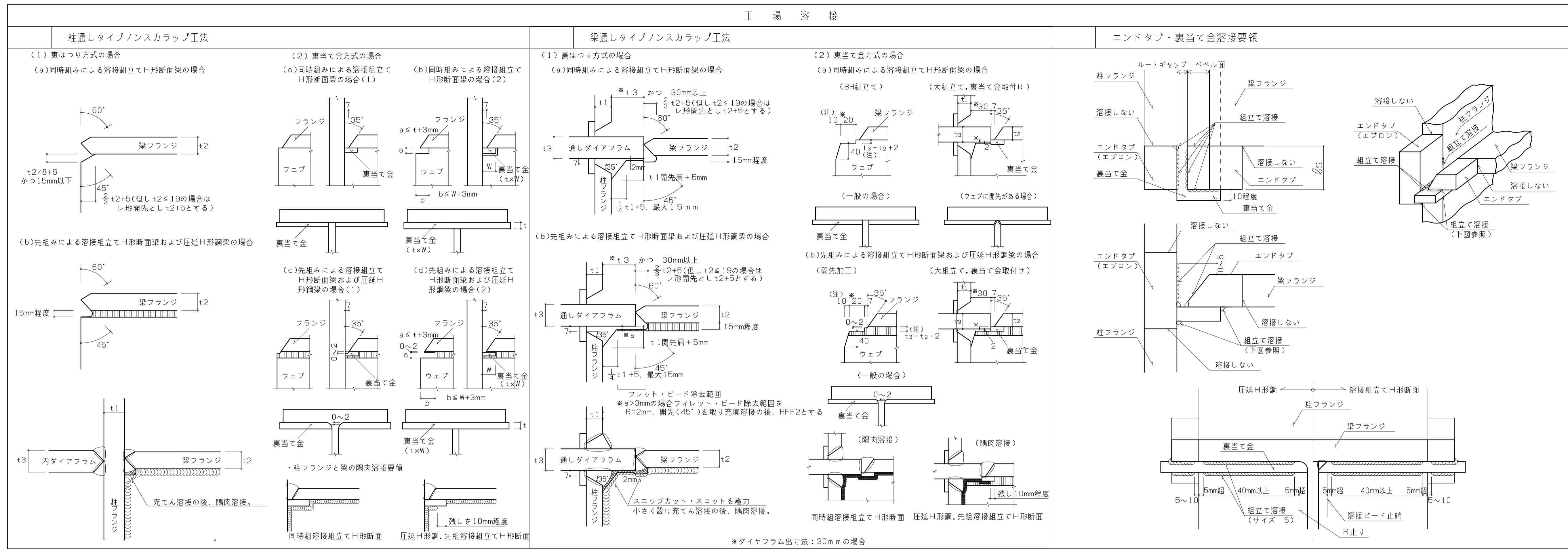
日建設計

21.08.10

山梨県立中央病院  
 本館東側増築工事  
 溶接開先基準図(1)  
 No. J-200458-A

(通し番号 15)  
 4 - 1  
 \*02.09.26訂正 仕様書委員会 作成  
 \*20.08.06 改定 金属研究会 作成





基工 竣工 監理 施工	. . . . . . . . . . . .	. . . . . . . . . . . .	. . . . . . . . . . . .	. . . . . . . . . . . .
注1) この基準図は、記入なき限り被覆アーク溶接及びガスシールドアーク溶接による標準溶接継手の形状を示す。 2. 裏当て金の材質は原則として母材と同等以上とする。 ただし、母材材質がS20N級以上の場合は、監理者と協議の上、49DN級とすることが出来る。				

J200458A\_468SDW-03.DWG 21/05/20 <FNS>SNK0131

PS\_A3\_07構造標準(1) 1/1 A1YFPC

日建設計

21.08.10

山梨県立中央病院  
本館東側増築工事

溶接開先基準図(3)

構(通し番号 17)  
4 - 3

No. J-200458-A

\*02.09.26訂正 仕様書委員会 作成  
\*20.08.06 改定 金属専門会 作成